

八雲町地域防災計画

(資料編)

令和 6 年 3 月

八雲町防災会議

〔目 次〕

【1. 条例・規定】	1
資料 1-1 八雲町防災会議条例	1
資料 1-2 八雲町災害対策本部条例	3
資料 1-3 八雲町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例	4
資料 1-4 八雲町防災行政用無線局運用管理規程	7
資料 1-5 八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例	10
【2. 災害環境・気象・地象等】	14
資料 2-1 災害の記録	14
資料 2-2 町内の河川の状況	23
資料 2-3 雨量及び水位観測所	25
資料 2-4 警報・注意報発表基準	26
資料 2-5 気象庁震度階級関連解説表	29
【3. 災害危険区域】	33
資料 3-1 水防区域・重要水防箇所	33
資料 3-2 高波、高潮、津波等危険区域	35
資料 3-3 市街地における低地帯の浸水予想区域	37
資料 3-4 土砂災害警戒区域	38
資料 3-5 孤立予想区域	40
【4. 消防・水防】	41
資料 4-1 消防組織	41
資料 4-2 消防署及び各分団の担当区域	42
資料 4-3 消防職員・消防団員人員	43
資料 4-4 消防施設等の現有	44
資料 4-5 水防倉庫・各消防施設における水防資器材の状況	49
資料 4-6 公用負担権限委認証	50
資料 4-7 公用負担命令票	50
資料 4-8 水防活動報告	51
【5. 情報伝達】	53
資料 5-1 災害情報等報告取扱要領	53
【6. 避難・輸送】	63
資料 6-1 避難施設	63
資料 6-2 警戒区域内の要配慮者利用施設等一覧	66
資料 6-3 避難情報発令の判断基準	68
資料 6-4 道路除雪の現況	73
資料 6-5 ヘリコプター離着陸可能地点	74
資料 6-6 緊急輸送道路	74
資料 6-7 町有車両等の現況	75
【7. 救援・応急復旧・被災者援護等】	76
資料 7-1 救助救出に必要な機械器具等の状況	76
資料 7-2 医療機関	77

資料 7－3	防疫用資器材	79
資料 7－4	給水施設の現況	79
資料 7－5	土木用重機械の所在及び数量等	80
資料 7－6	文化財の現況	81
【8. 災害時協定】		82
資料 8－1	災害時における協定締結一覧	82
資料 8－2	協定書	85

【1. 条例・規定】

資料1-1 八雲町防災会議条例

八雲町防災会議条例

平成17年10月1日

条例第150号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づいて、八雲町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八雲町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (5) 町長が、部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

- 6 委員の定数は、35人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、八雲町の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月12日条例第38号）

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

資料1-2 八雲町災害対策本部条例

八雲町災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第151号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、八雲町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部職員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部職員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、災害地にあって災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-3 八雲町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例

八雲町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第152号

(目的)

第1条 この条例は、災害その他緊急時における町民に対する正確かつ迅速な情報を伝達することにより、町民の生命と財産の保全を図るとともに、住民福祉の向上に資するため、八雲町防災行政無線放送施設（以下「無線放送施設」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 無線放送施設の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
八雲町八雲地域防災行政無線親局	八雲町住初町138番地
八雲町熊石地域防災行政無線親局	八雲町熊石根崎町116番地
八雲町八雲地域防災行政無線遠隔制御局	八雲町内浦町191番地1
	八雲町落部875番地1
八雲町熊石地域防災行政無線遠隔制御局	八雲町内浦町191番地1
	八雲町熊石雲石町155番地2
八雲町八雲地域防災行政無線中継局	八雲町旭丘9番地2
	八雲町上の湯7番地6
八雲町八雲地域防災行政無線屋内受信施設	第4条に規定する設置場所
八雲町熊石地域防災行政無線屋内受信施設	
八雲町八雲地域防災行政無線屋外拡声子局	別表のとおり
八雲町熊石地域防災行政無線屋外拡声子局	

(無線放送施設の運用)

第3条 無線放送施設の運用は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害、その他緊急時の通報及び連絡
- (2) 町の行政事務の連絡及び情報の伝達
- (3) その他町長が必要と認めた広報及び連絡

(屋内受信施設の設置場所等)

第4条 第2条に規定する屋内受信施設（以下「受信施設」という。）の設置場所及び設置数は、次のとおりとする。

設置場所	設置数
(1) 八雲町内に住所を有する住民の世帯主の住家（八雲地域にあっては、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波浸水想定区域並びに国の土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領、地すべり危険箇所調査要領及び急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領に基づき北海道の指定をうけた土砂災害危険箇所のうち、第2条に規定する屋外拡声子局によって第1条の目的を達成できない区域に限る。）	1台
(2) 八雲町内の町長が指定する国、道、町その他公共的団体の事務所及び施設	1台
(3) 八雲町内の町長が指定する医療機関及び福祉施設	1台
(4) その他町長が必要と認めた場所	1台

2 前項第1号に規定する住家のほかに受信施設の設置を希望する世帯主は、1台を限度とし、有償で設置できるものとする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する施設については、必要により2台以上設置することができるものとする。

(無線放送施設の管理)

第5条 町長は、前条で設置した受信施設について、別に定める八雲町防災行政無線戸別受信機簿を作成し、保管するものとする。

2 町長は、無線放送施設を正常かつ能率的に管理運営するために定期的又は隨時に点検を行い、常に非常災害時における無線放送の円滑な運営を図るように努めなければならない。

3 無線放送施設の補修は、町長の指定する者がこれを行うことができる。

(使用者の遵守事項)

第6条 第4条第1項中の受信施設の設置場所使用者（以下「使用者」という。）は受信施設について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識をもって使用するものとする。
- (2) 異常を発見したときは、直ちに町長に届け出るものとする。
- (3) 目的以外に使用してはならない。
- (4) 無断で受信施設を他の者に譲渡してはならない。
- (5) 町長の指定する者以外に受信施設の解体、修理等を依頼してはならない。
- (6) 町内、外に転居するときは、あらかじめ町長に届出し、その指示を受けるものとする。

(使用者の損害賠償)

第7条 使用者が前条各号の規定に違反し、町に損害を及ぼしたときは、町長が定める損害賠償額を支払わなければならない。

(受信施設の使用料)

第8条 受信施設の使用料は、無料とする。

(管理費用の負担)

第9条 受信施設の管理費用は、使用者が負担するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の熊石町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例（平成2年熊石町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年11月17日条例第161号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月12日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

八雲町八雲地域防災行政無線屋外拡声子局

八雲町黒岩 7 番地 3 地先	八雲町栄町 85 番地	八雲町浜松 239 番地 1	八雲町東野 44 番地 2 地先
八雲町黒岩 644 番地 47	八雲町住初町 2 番地	八雲町浜松 35 番地 3	八雲町東野 155 番地 3
八雲町黒岩 43 番地 2 地先	八雲町東町 48 番地 1	八雲町浜松 146 番地 1	八雲町東野 278 番地
八雲町黒岩 117 番地 4	八雲町東町 231 番地 9	八雲町浜松 917 番地	八雲町東野 469 番地 1
八雲町山崎 375 番地	八雲町豊河町 11 番地 4	八雲町山越 177 番地 1	八雲町落部 631 番地 13
八雲町山崎 139 番地 3	八雲町豊河町 34 番地 30	八雲町山越 291 番地 5 地先	八雲町落部 26 番地
八雲町山崎 79 番地 2	八雲町東雲町 20 番地 2	八雲町山越 98 番地 17	八雲町落部 346 番地
八雲町花浦 22 番地 1	八雲町東雲町 38 番地 1	八雲町山越 109 番地 21	八雲町落部 529 番地
八雲町花浦 387 番地 6	八雲町内浦町 107 番地 11	八雲町山越 474 番地 2	八雲町落部 875 番地 1
八雲町花浦 87 番地 38	八雲町内浦町 126 番地 1	八雲町山越 205 番地 1	八雲町落部 834 番地
八雲町立岩 32 番地 3 地先	八雲町内浦町 147 番地 1	八雲町野田生 428 番地 3	八雲町栄浜 33 番地 1
八雲町立岩 55 番地 15	八雲町内浦町 191 番地 1	八雲町野田生 72 番地 15	八雲町栄浜 500 番地 107
八雲町立岩 309 番地 1	八雲町元町 61 番地 7	八雲町野田生 88 番地 1 地先	八雲町下の湯 95 番地 2
八雲町立岩 65 番地 10	八雲町本町 149 番地 6	八雲町野田生 199 番地 1	八雲町上の湯 173 番地 1
八雲町立岩 92 番地 6	八雲町出雲町 60 番地 13	八雲町野田生 457 番地 2	八雲町旭丘 9 番地 2
八雲町立岩 359 番地 13	八雲町三杉町 25 番地 124	八雲町東野 244 番地 2	八雲町上の湯 7 番地 6
八雲町栄町 13 番地 1	八雲町熱田 48 番地 1 地先		

八雲町熊石地域防災行政無線屋外拡声子局

八雲町熊石折戸町 269 番地先	八雲町熊石泊川町 213 番地 1	八雲町熊石平町 324 番地 159	八雲町熊石鳴神町 60 番地
八雲町熊石折戸町 41 番地	八雲町熊石黒岩町 247 番地 8	八雲町熊石疊岩町 46 番地 4	八雲町熊石鳴神町 117 番地 2
八雲町熊石相沼町 16 番地 1	八雲町熊石見日町 217 番地	八雲町熊石疊岩町 553 番地	八雲町熊石西浜町 53 番地 1
八雲町熊石館平町 4 番地 4	八雲町熊石鮎川町 148 番地 2	八雲町熊石雲石町 193 番地	八雲町熊石西浜町 147 番地 1
八雲町熊石館平町 111 番地	八雲町熊石平町 145 番地	八雲町熊石雲石町 744 番地	八雲町熊石閑内町 44 番地 2 地先
八雲町熊石館平町 346 番地 23	八雲町熊石平町 49 番地 2	八雲町熊石雲石町 68 番地 1	八雲町熊石閑内町 356 番地先
八雲町熊石泊川町 98 番地			

資料1-4 八雲町防災行政用無線局運用管理規程

八雲町防災行政用無線局運用管理規程

平成17年10月1日

訓令第32号

(趣旨)

第1条 この訓令は、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるものほか、防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正かつ能率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）管理責任者 無線局の管理及び運用上の責任者であって、町長から任命されたものをいう。

（2）無線局管理責任者 管理責任者の命を受け、直接、無線局の管理及び運用に当たる責任者をいう。

（3）通信取扱者 無線局の通信を取り扱う者であって、無線従事者以外のものをいう。

（4）通信統制 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指示等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の任務)

第3条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取り扱い、災害時等においては災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取り扱うことを任務とする。

(無線局の管理)

第4条 無線局の管理は、八雲町役場本庁及び熊石総合支所が行う。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、八雲町役場本庁及び熊石総合支所において防災業務を所管する課の長とする。

2 管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線局管理責任者、無線局従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第6条 無線局管理責任者は、八雲町役場本庁及び熊石総合支所において防災業務を担当する係の長とする。

2 無線局管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。

(無線従事者)

第7条 無線従事者は、無線管理者の指揮のもとに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに無線局の通信業務に当たる。

(無線従事者の配置)

第9条 管理責任者は、無線局の運用形態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信系統)

第10条 通信系統は、別表のとおりとする。

(通信の種類)

第11条 無線局における通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常通信（電波法第52条第4号による通信）
- (2) 平常通信（一般行政事務及び消防事務に関する通信）
- (3) 消防通信（消防業務を遂行するために使用する一切の通信）
- (4) 訓練通信（無線通信の円滑な実施を確保するため行う訓練及び模擬火災訓練による通信）

(通信統制)

第12条 通信統制は、次の各号のいずれかに定めるところにより実施する。

- (1) 実施責任者は、管理責任者とする。
- (2) 管理責任者が職務を行うことができないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。
- (3) 管理責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。

(非常災害時等における通信体制)

第13条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに無線局管理責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理責任者が特に必要があると認めるとき。

2 無線局管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。

3 管理責任者は、第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配備することができるものとする。

(予備電源)

第14条 予備電源は、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 無線設備を連続して、3時間以上安定して動作させることができるものであること。
- (2) 操作が簡単であること。

(通信訓練)

第15条 管理責任者は、少なくとも毎年1回以上、定期的に通信訓練を行わなければならない。

2 訓練は、特に次に掲げるものに重点を置くものとする。

- (1) 通信統制訓練
- (2) 移動系による孤立集落からの情報伝達訓練

(職員の研修)

第16条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(備付書類の管理)

第17条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

(無線業務日誌)

第18条 無線従事者は、無線業務日誌により毎日の通信状況等必要事項を記録し、資料等を併せて整

理保存しなければならない。

2 前項の無線業務日誌は、その使用を終った日から2年間保存しなければならない。

(無線従事者選(解) 任届の提出)

第19条 管理責任者は、無線従事者に移動が生じたときは、電波法第51条の規定により、速やかに無線従事者選(解) 任届を北海道電気通信監理局長に提出するための手続をとらなければならない。

(無線設備の点検及び整備)

第20条 管理責任者は、無線設備について毎年2回以上定期的に点検を行い、その機能を確かめておかなければならない。

(その他)

第21条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

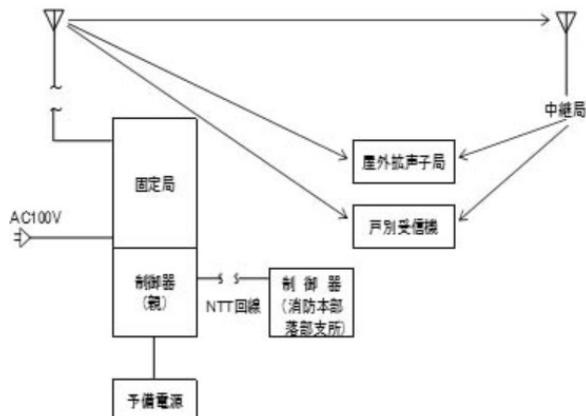
附 則(平成28年3月22日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

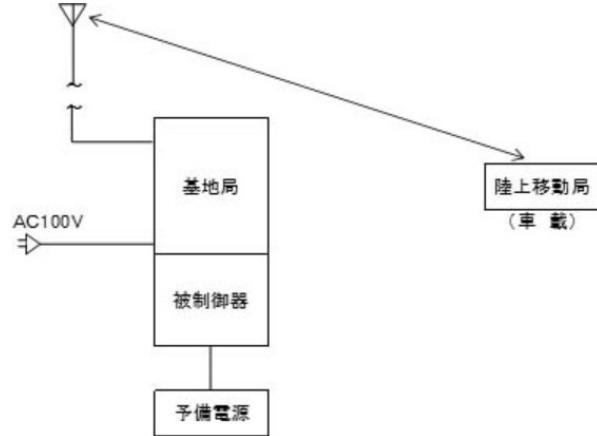
通信系統図 1

八雲町 八雲地域防災行政無線(固定系)通信系統図

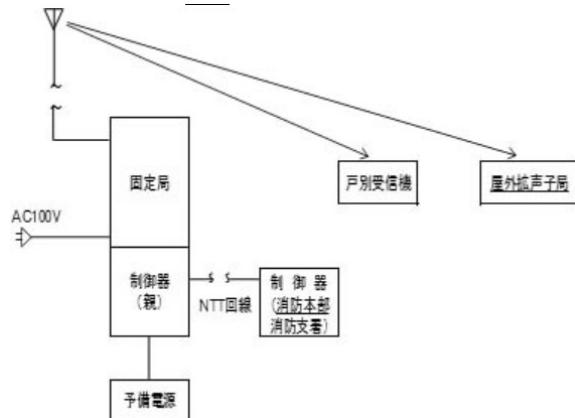


通信系統図 2

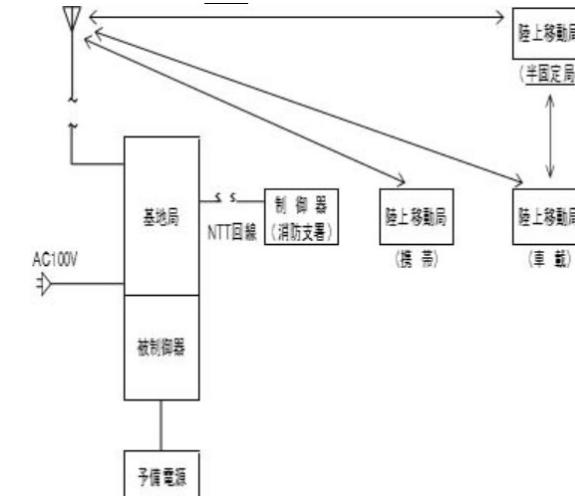
八雲町 八雲地域防災行政無線(移動系)通信系統図



八雲町 熊石地域防災行政無線(固定系)通信系統図



八雲町 熊石地域防災行政無線(移動系)通信系統図



資料1-5 八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例

八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年10月 1日

条例第69号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条～第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条～第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条～第15条）

第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2）町民 災害により被害を受けた当時、八雲町の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は町民が、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

（2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」をいう。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円（エの場合を除く。）

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をることができる。

3 債還金の支払猶予、債還免除、報告等、一時債還及び違約金については、法第13条、第14条第1

項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年八雲町条例第 23 号）又は熊石町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年熊石町条例第 19 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年 12 月 13 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【2. 災害環境・気象・地象等】

資料2-1 災害の記録

(1) 旧八雲町

発生年月日	種別	地域	被 告 状 况
M37. 6.	火 灾	元 町	焼失戸数 29戸
M44. 5.	山 火	上 八 雲	山林 1,104ha焼失
T 2. 8.	豪 雨	黒 岩	メム川氾濫により鉄道線路破壊 死者2名
T 3. 5.	火 灾	八 雲 町 一 円	各地に山火発生、山林 3,492ha、民家94戸焼失
S 9. 8	豪 雨	黒岩、市街地の一部	耕地冠水 130ha、市街地の大半が床下、床上浸水
S 17. 1	火 灾	野 田 生	21棟16戸焼失
S 17. 3	融 雪 洪 水	八 雲 町 一 円	流出1件、浸水 1,500戸
S 27. 5	山 火	上 八 雲	山林 1,779ha、民家8棟2戸焼失
S 29. 9	火 灾 、 風 害	八 雲 町 一 円	台風15号により鉛川において火災発生10棟44戸焼失、その他民有林風害200ha
S 30. 7	豪 雨	〃	豪雨により農作物、橋梁、道路等の被害、被害額 15,000万円
S 30. 12	火 灾	落 部	焼失世帯 34戸、被害額 3,000万円
S 31. 3	雪 崩	鉛 川	造林、飯場倒壊、死者9名
S 40. 1	高 潮	黒 岩	家屋崩壊3戸、浸水24戸、海岸浸食5ヶ所、被害額 29,000万円
S 40. 3	雪 崩	国 道 5 号 線	人夫2名生埋、1人重傷
S 40. 9	暴 風 雪	八 雲 町 一 円	浸水40戸、農作物冠水1,135ha、土木施設損壊23ヶ所、被害額8,964万円
S 41. 8	豪 雨	〃	農作物冠水、倒伏、土木施設損壊、被害額 26,800万円
S 43. 5	地 震 (津 波)	〃	十勝沖地震による漁具流失、治山欠損、学校施設損壊 被害額 12,420万円
S 43. 8	集 中 豪 雨	〃	農作物冠水、倒伏、土木施設損壊、被害額 12,420万円
S 45. 1	暴 風 雨 雪	〃	家屋全半壊、床上下浸水、漁船破損、漁具流失、養植物施設被害 被害額 20,261万円
S 46. 9	集 中 豪 雨 (194mm)	〃	床上下浸水 102戸、農作物、土木施設、護岸施設被害 被害額 22,109万円
S 47. 2	低気圧による 暴 風 高 波	海 岸 全 域	床上下浸水18戸、漁船破損19隻、護岸施設、水産施設被害 被害額 39,927万円
S 47. 8	集 中 豪 雨	八 雲 町 一 円	床上下浸水26棟31世帯、農作物、農業施設、土木施設被害 被害額 22,406万円
S 47. 9	台 風 20 号	〃	家屋半壊、床下浸水16棟、農作物、護岸、漁港、漁具被害 被害額 5,581万円
S 48. 9	集 中 豪 雨	〃	床下浸水1棟2戸、農作物、農業用施設、土木施設 被害額 6,850万円

発生年月日	種別	地域	被害状況
S50. 8.	豪雨 (台風6号)	八雲町一円	床上下浸水98棟、農業関係被害、土木関係被害 被害額 41,628万円
S50. 9.	大雨	〃	床上下浸水23棟、農作物、土木被害 被害額 1,370万円
S52. 4.	融雪洪水	〃	農業施設、土木被害 被害額 9,900万円
S53. 4.	融雪洪水	〃	護岸、農業施設、土木被害 被害額 28,161万円
S54. 10.	台風20号	〃	農業施設、農作物、林業被害 被害額 29,560万円
S55. 8.	大雨	〃	水産物、漁港、護岸、土木被害、農業施設 被害額 39,960万円
S56. 9.	豪雨	〃	床上下浸水182棟、農作物、農業施設、土木被害 被害額 78,500万円
S58. 5.26	地震	春日、東野	農業用施設:50万円
S58. 8.18	豪雨	八雲町 北部一円	農業用施設:21,700万円、水産物:150万円
S58. 8.29	大雨	〃	土木被害:3,930万円
S59. 8.22	台風	八雲町 海岸一円	水産物:239万円、水産施設:87万円
S60. 9. 1	台風13号	八雲町一円	農作物:636万円、農業用施設:16,100万円、 土木被害:8,276万円
S61. 9. 3	大雨	〃	農業用施設:3,500万円、土木被害:5,642万円
S62. 8.31 ～ 9. 1	台風12号	〃	家屋半壊、農作物倒伏、文教施設被害 被害額 1,699万円
S63. 8.24～27	大雨	〃	床上下浸水2棟、農業施設 被害額 8,803万円
H元. 8.13～14	大雨	〃	床上下浸水35棟、農業施設:6,500万円、土木被害:5,590万円
H元. 8.28	台風17号	〃	水産被害:2,491万円
H 2. 8.14～15	大雨	〃	農業被害:13,337万円、土木被害:10,858万円、 水産被害:1,200万円、林業被害:12,335万円、 水道被害:15万円
H 2. 11. 4～5	台風28号	〃	水産被害:3,578万円、公立文教被害:72万円
H 4. 9. 3	豪雨	〃	土木被害:3,118万円
H 4. 9.24～25	大雨	〃	農業被害:3,653万円、土木被害:11,117万円、 林業被害:2,000万円
H 5. 7.12	北海道南西 沖 地 震	〃	人的被害 7人（重傷1、軽傷6）、住家被害53棟:11,680万円 (全壊4、半壊11、一部破損38)、農業用施設46件:8,011万円、 土木被害48件:34,980万円（海岸5、河川1、道路6、漁港2、 崖崩れ・町道35）、水産被害29件:3,250万円（共同利用施設3、 その他施設24）、衛生被害14件:3,590万円（水道4、病院9、 一般廃棄物処理施設1）、商工業被害51件:6,651万円（商業49、 工業2）、文教被害4件:5,172万円（小学校3、中学校1）、 その他被害68件:1,273万円 被害総額 75,909万円
H 6. 9.19	台風24号 による高波	浜松・花浦	水産被害（共同利用施設 2件）:20万円

発生年月日	種別	地域	被害状況
H 6. 9. 23~26	大雨	八雲町一円	床下浸水8棟、農業被害：1,620万円（農業用施設9棟）、 土木被害5件（河川3、道路2）：3,750万円、水産被害1件：10万円
H 7. 8. 9	大雨	〃	床上床下浸水26棟、農業被害100件：38,128万円（農作物・田8/畠28。農業用施設64）、土木被害36件：12,440万円（河川18、道路18）、林業被害10件：20,500万円（治山施設3、林道7）、 その他施設2件：1,270万円
H 7. 8. 28	大雨	〃	農業被害10件：800万円（農作物・田9、農業用施設1）
H 8. 8. 15	台風12号	〃	農業被害3件：1,570万円（農地・畠2ha、農業用施設2件）、 河川被害4件：1,700万円
H 9. 5. 7~8	大雨	〃	農業用施設被害4件：8,600万円、河川被害4件：5,000万円
H 9. 8. 8~13	大雨	〃	床下浸水16棟、農業被害：30,959万円（農地・畠2.2ha、農作物・田4.06ha/畠19.51ha、農業用施設77棟）、土木被害39件：31,442万円（河川25、道路14）、林業災害：108,425万円（治山施設9、林道30、作業路8,500m）、衛生被害：2,200万円（水道1件） その他の被害：1,780万円
H10. 3. 19	降雨、融雪による河川増水	〃	農業被害4件：2,410万円（農地・畠0.1ha、農業用施設4件）、 土木被害7件：4,030万円（河川5、道路2）、 林業被害：1,000万円（林道2件）
H10. 4. 13~14	大雨	〃	農業用施設災害12件：2,130万円、土木被害5件：2,870万円（河川4、道路1）
H10. 5. 2	大雨	〃	農業被害：5,310万円（農地・田2ha/畠0.04ha、農作物・畠2ha、ハウス2棟、農業用施設13件）、土木被害5件：5,940万円（河川4、道路1）、林業被害：1,000万円（林道2件）
H10. 9. 16	台風5号	〃	床下浸水1棟、農業用施設被害11件：370万円、 林業被害：6,800万円（治山施設3、林道9）
H10. 10. 18	低気圧による暴風雨	〃	その他の被害：60万円（町内会館1件）
H11. 3. 5~6	低気圧による暴風雪	〃	農業被害：204万円（農作物・畠0.06ha、営農施設7件）
H11. 3. 21~22	暴風雪・波浪	〃	水産被害：6,078万円（漁船破損45件、漁具（網）・水産製品24件）
H11. 7. 30~8. 2	大雨	〃	農業被害56件：17,576万円（農地・畠26.4ha、農作物・田1/畠23、農業用施設21件）、土木被害38件：51,279万円、 林業被害：2,056万円（林道8件）、その他の被害：250万円
H11. 9. 25	台風18号	〃	農業被害：370万円（農作物・畠0.8ha、営農施設17件）
H12. 9. 1~3	大雨	〃	農業被害10件：4,649万円（農作物・田7.42ha、農業用施設18件）、 土木被害4件：5,536万円（河川4、道路1、橋梁1）、 林業被害：2,966万円（林道14ヶ所）
H13. 9. 10~11	秋雨前線及び台風15号	〃	農業被害：301万円（農作物・田0.06ha/畠0.1ha、農業用施設10件） 土木被害3件：120万円（道路2、橋梁1）、 林業被害：150万円（林道3ヶ所）

発生年月日	種別	地域	被害状況
H15. 8.12	集中豪雨	山崎	農業被害：1,732万円（農地・畑1.0ha、農作物・畑65.8ha、 営農施設2件）林業被害：4,599万円（治山施設1ヶ所）
H16. 1.19～20	波浪	八雲町 沿岸一円	水産被害：120,419万円（その他施設16件、漁具（網）5件、 水産製品283件）

（2）旧熊石町

発生年月日	種別	地域	被害状況
寛保元年 (1741). 7.16 7.19	松前大島噴火 津波襲来	渡島・檜山全 域	松前藩からの報告による被害規模 溺死 1,467人、家屋流失729、家屋破壊23、船舶流失1,521 宝蔵寺過去帳：死者9人、無量寺過去帳：死者67人
S11. 9. 5～6	大雨	熊石町一円	圧死 3人、床下浸水：100戸
S14. 8	大雨	熊石町一円	橋流失：1
S22. 6. 18	火災	相沼	全焼：126戸
S27. 1. 5	火災	泊川	死者：2人、全焼：2戸
S27. 8. 20	キャサリン台風による被害	熊石町一円	橋流失：3、その他の被害：不明
S29. 9. 26	台風15号 (洞爺丸)	熊石町一円	人的被害：死者 1人、重傷 1人、軽傷 51人、 家屋被害：流失 1棟 1世帯 3人、全壊 67棟 70世帯 477人、 半壊 32棟 41世帯 255人 非住家被害：全壊 74棟、半壊 82棟、計156棟 水産被害：漁船（沈没4隻、大破23隻、中破18隻、小破11隻） 無動力船（流失16隻、大破26隻、中破4隻、小破11隻） その他の被害：道路決済 266m、護岸決済 1,500m、海岸干場 流失 1,500m、船入渦被害 196m 農業被害：田 33町歩、畑 220町歩、林業風倒木 3,660石 被害総額：25,159万円
S34. 9. 18	台風14・15号 による被害	"	人的被害：死者 2人、重傷 15人、軽傷 96人、 家屋被害：流失 75棟 75世帯 431人、全壊 123棟 123世帯 732人、 半壊138棟 138世帯 847人、床上浸水 95棟、床下浸水 624棟 計 588棟 537世帯 3,189人 非住家被害：流失 67棟、全壊 76棟、半壊 48棟、床上浸水 21棟 床下浸水12棟 計224棟 水産被害：動力船（流失13隻、大破29隻、中破18隻、小破13隻） 無動力船（流出64隻、大破41隻、計105隻） 被害額：約5,700万円 その他の被害：道路決済 5,400m、海岸浸食 7,400m、 船入渦被害 7,400m 被害額：20,470万円 農業被害 ・被害額：3,566万円
S37. 10. 17	山津波	折戸・豊浜	国道229号 バス埋没事故：死者11人、行方不明3人、重軽傷20人
S42. 2. 23	大雨融雪	熊石町一円	床上浸水 6棟、床下浸水 12棟、堤防決壊
S45. 6. 30	地すべり	相沼	土木被害・被害額 15,584万円、その他被害額 6,604万円、 計22,188万円
S45. 8. 16	低気圧による災害	熊石町一円	漁船流失大破 22隻、漁船破損 45隻、土木被害 2箇所（道路1、橋 1）
S46. 9. 4～5	大雨	"	住家被害（半壊又は床上浸水）2棟、土木被害1箇所（道路）、その他1箇所
S48. 7. 30～8. 1	大雨	"	土木被害（河岸）2箇所
S49. 1. 22	高波	泊川	海岸護岸決壊 1箇所40m
S49. 4. 21	暴風雨	熊石町一円	非住家被害：全壊 6棟、209万円、ビニールハウス 305坪 5万円
S49. 8. 26	大雨	閑内	山崩れ 1箇所・被害額 300万円
S49. 9. 15	竜巻	平	住家被害 2棟 2世帯 9人 被害額 7万円

発生年月日	種別	地域	被害状況
S50. 3.21	低気圧による強風災害	熊石町一円	住家被害 半壊 1棟 1世帯4人、非住家被害全壊 2棟、その他文教施設 3件 被害総額：177万円
S50. 8.23	台風 6号大雨洪水	"	住家被害：半壊 1棟 1世帯 2人、床上浸水 2棟、床下浸水 29棟 農業被害：農作物 田7.8ha、畑15ha 土木被害：河川24箇所 その他被害：崖崩れ 17箇所、農業施設 1箇所 被害総額：17,820万円
S51. 11.27	強風波浪	折戸・曇岩・閑内	水産被害：漁船流失 1件(折戸)、漁船破損 2件(閑内)、その他船揚場 1箇所(曇岩) 被害総額：118万円
S53. 1.22	高波	泊川	海岸護岸決壊1箇所 被害総額：2,000万円
S54. 2. 2	暴風・波浪	折戸・曇岩・閑内	非住家被害：半壊 2棟 土木被害：海岸 1箇所、漁港 2箇所 水産被害：漁船破損 11隻 被害総額：408万円
S55. 1.31	暴風・波浪	折戸・平・雲石・閑内	土木被害：道路 2箇所、水産被害：漁船流失 1隻、破損 7隻 被害総額：559万円
S55. 10.25～27	暴風雨・波浪	閑内・鳴神・雲石・泊川・折戸	土木被害：海岸(道工事) 2箇所、船揚場 1箇所、水産被害：漁船流失 1隻、破損26隻、漁具流失、文教施設1件、被害総額：2,213万円
S56. 3.15	暴風雨・融雪	鮎川・泊川	住家被害：床下浸水 3棟 3世帯 8人、商工被害 1棟 被害総額：216万円
S56. 8.29～30	大雨	熊石町一円	土木被害：道路工事 1箇所、住家被害：床下浸水 6棟 6世帯 11人、 非住家被害 2棟、被害総額：800万円
S56. 9. 4	低気圧・前線による災害	"	住家被害：床下浸水 3棟 3世帯 11人、農業被害：畑 2ha、土木被害：河川 1箇所、道路 2箇所、商工被害：1棟 被害総額：1,063万円
S58. 8.31	集中豪雨	折戸・相沼・館平・泊川	住家被害：床下浸水 7棟 7世帯 18人、土木被害：河川 6箇所 被害総額：60万円
S59. 3.11	波浪	泊川	土木被害：漁港 1箇所 被害総額：1,400万円
S60. 7.22	集中豪雨	大谷・鮎川・平	住家被害：床下浸水 1棟 1世帯 5人、農業被害：農業施設1箇所 土木被害：道路 1箇所、水産被害：共同施設1箇所その他：温泉導水施設1箇所、道路(私道)1箇所 被害総額：550万円
S60. 9. 1	台風 13号による災害	相沼・鮎川・平	非住家被害：半壊1棟 農業被害：農作物、田 20ha、農業用施設 1箇所 土木被害：海岸 2箇所、道路 1箇所 その他温泉導水施設 被害総額：10,090万円
S61. 4.10	融雪降雨	見日	土木被害：河川 2箇所 被害総額：4,600万円
S61. 5.15	強風による災害	折戸・曇岩・鮎川	非住家被害：半壊 1棟(公共施設)、農業被害：農作物、畑0.4ha、 営農施設 6件 被害総額：120万円
S62. 8.31～9.1	台風 12号による災害	熊石町一円	住家被害：85世帯、非住家被害：123棟、農業施設被害：18件 土木被害：12件、水産被害：111件、商工被害：17件、観光施設等1件 被害総額：63,318万円 (後日調査による) 農作物被害：4,752万円
H 5. 7.12	北海道南西沖地震	熊石町一円	住家被害：一部損壊 1,443棟、1,640世帯 4,428人 非住家被害：半壊 公共建物 4件、その他 1件 農業被害：農業用施設 1件 土木被害：砂防急傾斜施設 6件、道路 2件、漁港 4件 水産被害：漁船破損 20件、共同利用施設 7件、その他施設 2件 林業被害：林地 4件 衛生被害：水道 2件、公立病院 1件 商工被害：商業 47件、工業 2件、その他 8件 文教被害：小学校 2件、中学校 2件、高校 1件、その他文教施設 1件 社会教育施設1件、社会福祉施設公立3件 その他被害：温泉施設2件、非住家浸水 被害総額：35,834万円
H 7. 8. 9	大雨洪水	"	住家被害：一部損壊 2棟 2世帯 9人、床上浸水 6棟 6世帯 13人、 床下浸水 55棟 55世帯145人 農業被害：農地 畑 3.2ha、農作物 畑 5.5ha、農業用施設 2件 土木被害：河川(道工事) 2件、河川(町工事) 13件、道路(町工事) 4件、 がけ崩れ 4件 水産被害：漁港施設 3件、その他 施設1件 林業被害：治山施設(道有林) 3件、治山施設(一般民有林) 5件、林道 2件、 その他 3件 衛生被害：水道 1件 その他被害：温泉施設2件、非住家浸水 被害総額 57,596万円

発生年月日	種別	地域	被害状況
H 9. 8.10	大雨洪水	"	住家被害：床下浸水 33戸、床上浸水 10戸、半壊 1戸 20万円 農業被害：農作物 171万円、農業用施設 354万円、 土木被害：河川 4,137万円、道路 2,111万円、林業被害：2,377万円 衛生被害： 629万円、防疫・被害調査 63万円 被害総額： 9,863万円
H10. 5. 2	大雨洪水	"	住家被害：一部損壊 4棟、4世帯 9人 350万円、床下浸水 63棟 64世帯 142人、非住家被害：公共建物 1件、その他 1件 850万円、 農業被害：農地 畑 0.8ha 1,000万円、農作物 畑 12.7ha 3,000万円、 農業用施設 6件 200万円、その他 5件 500万円、 土木被害：河川(道工事) 4件 6,100万円、河川(町工事) 2件 4,400万円、 道路(町工事) 7件 3,500万円、漁港 3件 100万円、林業被害：治山施設 (道有林) 7件 4,620万円、治山施設(民有林) 15件 17,200万円、 林道3件 670万円、衛生被害：水道1件、商工被害：工業 2件 2,000万円、 その他被害：温泉施設 3件 870万円、墓地施設1件 40万円 被害総額：45,490万円
H11. 7. 30～8. 2	大雨	"	住家被害：床下浸水 2棟 2世帯 7人、農業被害：農地 畑 0.1ha 30万円、 農業用施設 2件 305万円、土木被害：河川(道工事) 2件 2,000万円、 河川(町工事) 2件 27万円、がけ崩れ 1件 1,200万円、 道路(町工事) 346万円、林業被害：林地(一般民有林) 1件 7,000万円、 治山施設(一般民有林) 3件 119万円、林道 4件 88万円、衛生被害： 水道1件 69万円、商工被害：商業 1件 175万円、 その他被害：観光施設 2件 42万円、温泉施設 3件 798万円、 その他 4件 17万円、被害総額：12,217万円
H11. 9. 24～25	台風 18号による災害	"	農業被害：農作物 畑 20ha 74万円、営農施設 5件 20万円、水産被害： 漁具(網) 3件 1,700万円、その他施設 887万円、その他 9件 615万円、 被害総額：3,302万円

(3) 八雲町(合併後)

発生年月日	種別	地域	被害状況
H18. 9. 19～20	台風 13号による被害	八雲地域全域	農業被害：3,519万円、水産被害：8,160万円
		熊石地域全域	土木被害：150万円
H19. 1. 7	低気圧による高波被害	落黒部岩	水産被害：200万円
H19. 7. 28	低気圧による大雨被害	八雲地域全域	農業被害：2,500万円、土木被害：7,198万円 林業被害：12,050万円
H19. 11. 18	落雷による被害	熊石疊岩	その他の被害：575万円
H19. 11. 22	低気圧による大雪被害	八雲地域全域	農業被害：21,255万円
H20. 10. 17～18	落雷による被害	八雲地域全域	観光施設被害：189万円 水道施設被害：35万円
H21. 4. 26	暴風雨	熊石西浜	農業被害：62万円
H22. 4. 14	強風被害	熊石折戸	農業被害：17万円
H21. 7. 13～14	低気圧による大雨被害	八雲地域全域	林業被害：1,779万円
H21. 11. 13～14	大雨・強風波浪被害	黒岩野田生	水産被害：13,920万円
H21. 12. 5～6	大雨・強風波浪被害	黒岩野田生	水産被害：6,035万円
H22. 7. 29	低気圧による大雨被害	八雲地域全域	土木被害：6,850万円、林業被害：320万円
		折戸、平、相沼	農業被害：360万円、土木被害：120万円、水産被害：49万円 商工被害：147万円

発生年月日	種別	地域	被 告 状 況
H22. 8. 11	低気圧による大 雨 被 害	八雲地域全域	床上浸水 26棟 5世帯、床下浸水 1棟 1世帯、農業被害：406万円 土木被害36件：5, 229万円、水産被害：70万円 林業被害：7, 276万円、衛生被害：3万円 社会教育施設被害：75万円
		熊石地域全域	住家被害：床下浸水 5棟 5世帯 農業被害：398万円、土木被害：1, 663万円、林業被害：390万円
H23. 1. 11～16	大 雪 による被 害	八雲地域全域	農業被害：1, 498万円、衛生被害：2, 400万円
H23. 1. 14	大 雪	鮎 川	農業被害：30万円
H23. 3. 11	東北地方太平洋 沖 地 震 に よ る 津 波 被 害	八 雲 地 域 沿 岸 全 域	避難勧告対象 1, 398世帯 3, 675人、 実避難者 避難所 435人（うち町外者12人） 高台への避難 3箇所、車24台、計85人 水産被害：741, 228万円
H23. 5. 12	暴 風	折 戸	農業被害：40万円
H23. 7. 17	大 雨	雲 泊 石 川	土木被害：300万円
H23. 9. 6	台風12・13号 に よ る被 害	栄 浜	水産被害：970万円
H23. 12. 23	暴 風 雪	折 戸	公共施設被害：20万円
H23. 12. 24	大 雪 による被 害	花 浦	農業被害：118万円
H24. 1. 20	大 雪 による被 害	立 岩	農業被害：448万円
H24. 2. 6	大 雪 による被 害	野 田 生 热 田	農業被害：380万円
H24. 2. 8	大 雪 による被 害	春 日	農業被害：300万円
H24. 2. 10	大 雪 による被 害	旭 丘 、 立 岩 上 八 雲	農業被害：470万円
H24. 2. 11	大 雪 による被 害	热 田	農業被害：39万円
H24. 2. 15	大 雪 による被 害	立 岩	農業被害：280万円
H24. 2. 21	大 雪 による被 害	大 新 、 旭 丘	農業被害：53万円
H24. 2. 25	大 雪 による被 害	上 八 雲	農業被害：30万円
H24. 2. 26	大 雪 による被 害	浜 松	農業被害：400万円
H24. 2. 28	大 雪 による被 害	春 日	人的被害・重症1人
H24. 3. 1	大 雪 による被 害	元 町 、 住 初 出 雲	住家被害・3棟3世帯
H24. 3. 20	大 雪 による被 害	春 日	農業被害：50万円
H24. 4. 4	風 雪 による被 害	東 野	水産被害：167万円
		館 平	土木被害：200万円

発生年月日	種別	地域	被害状況
H24. 9. 15	大雨	平	土木被害：50万円
H24. 10. 25	雷雨・突風	泊川、雲石	住家被害：1棟 1世帯40万円、土木被害：40万円 林業被害：80万円、社会教育施設被害：340万円
H24. 11. 27	暴風雪	相沼、折戸	住家被害：6万円、農業被害：55万円
H24. 12. 6	暴風雪による被 害	三杉、東野 入沢、山崎	公共建物被害：49万円 農業被害：598万円
		鮎川・相沼	農業被害：52万円
H25. 8. 8~9	大雨による被 害	八雲地域全域	床下浸水・8棟8世帯、農業被害：1,115万円 土木被害：4,299万円、林業被害：647万円
		熊石地域全域	床下浸水：2棟 2世帯、土木被害：1,082万円、衛生被害：170万円
H25. 8. 18	大雨による被 害	八雲地域全域	農業被害：644万円、土木被害：1,587万円 林業被害：2,066万円、商工被害：48万円
		熊石地域全域	床下浸水：1棟 1世帯、土木被害：565万円、商工被害：48万円
H25. 8. 20	雹	桜野	農業被害：233万円
H25. 9. 15	低気圧	鉛川	商工被害：12万円
H25. 11. 26	暴風	鮎川	農業被害：20万円
H26. 8. 19	豪雨	八雲地域全域	農業被害：937万円、土木被害：4,049万円 林業被害：178万円
H26. 11. 3	暴風	折戸、平	住家被害：一部破損 2棟 7世帯 7人、農業被害：40万円
H27. 4. 3	大雨	浜松、春日、 鉛川、野田 生、わらび野	土木被害：河川 河岸決壊 50,363千円 法面崩壊 7,474千円 農業被害：営農施設 10,752千円
H27. 4. 26	強風	浜松、東野、 入沢	農業被害：営農施設 1,150千円
H27. 9. 2	大雨	大新	土木被害：町道法面崩壊 1,600千円
H27. 9. 2	台風17号 (高波)	山越	水産被害：漁港航路上砂堆積 6,156千円
H27. 10. 1~3	暴風	東町、立岩、 相沼、館平	住家被害：一部損壊 1棟 農業被害：農業用施設 1棟 50千円 水産施設：漁港施設 1棟 200千円 公共用施設被害：1棟 222千円
H27. 11. 3	暴風	熊石地域全域	住家被害：2棟 138千円 農業被害：農業用施設 2棟 400千円 その他：都市施設（街路灯1本）92千円
H28. 1. 18~19	暴風雪	内浦、東野、 山越、野田 生、上八雲、 熱田、黒岩	住家被害：一部損壊 1棟 土木被害：河川・町道 250千円 水産被害：漁船2隻横転
H28. 8. 30	台風10号	八雲地域全域 熊石地域全域	住家被害：一部損壊 18棟 400千円 農業被害：営農施設等 88,250千円 土木被害：河川等 1,350千円 水産被害：漁船 1,468,120千円 林業被害：風倒木被害
H29. 9. 18	台風18号	八雲地域全域	農業施設：農作物等 土木被害：町道 2,000千円 水産被害：漁港施設等 416,637千円

発生年月日	種別	地域	被害状況
H30. 7. 4~5	大雨	黒岩、山崎	住家被害（床下浸水）1棟 非住家被害（床下浸水）1棟 土木被害：農免道路水路 1,380千円 高速道路（八雲IC～国縫IC）の土砂災害
H30. 8. 16	大雨	熱田、柏木、 大新、 湯ノ沢、見日	土木被害：町道 5箇所・町河川 2箇所 2,383千円 林業被害：林道 1,783千円 商工被害：施設2棟 2,256千円
H30. 9. 4	台風 21号	八雲地域海岸 熊石地域全域	水産被害：施設・水産製品 12,185千円
H30. 9. 6	北海道胆振東部地震	八雲地域全域	農業被害：畜産被害14,453千円（生乳108t停電による廃棄）
R 3. 5. 17	大雨	相沼	土木被害：町道法面崩落 2,068千円
R 4. 6. 28～29	大雨	浜松、旭丘、 雲石、平、 見日、根崎、 折戸	土木被害：町道法面崩落 350千円
R 4. 8. 16	大雨	上八雲、熊石	土木被害：河川・町道・橋梁被害 271,617千円 水産被害：施設被害 2件 11,743千円 農業被害：畑浸冠水 1,490千円

資料2-2 町内の河川の状況

(1) 北海道が管理する河川（二級河川）

No.	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (m ²)
1	遊楽部川	28.5	351.8
2	野田追川	27.2	121.5
3	落部川	27.4	126.4

6 河川（令和5年4月1日現在）

No.	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (m ²)
4	砂蘭部川	18.7	44.3
5	見市川	15.4	70.3
6	相沼内川	15.5	65.8

(2) 町が管理する河川（普通河川）

No.	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (m ²)
1	ルコツ川	9.1	21.0
2	番屋沢川	2.0	0.3
3	シラリカ川	7.9	15.7
4	南シラリカ川	4.1	4.3
5	山崎川	8.6	23.0
6	宮前川	5.7	5.5
7	二股川	5.7	5.4
8	早瀬川	6.5	9.0
9	清瀬川	5.7	2.9
10	ブイタウシ内川	5.8	9.4
11	花浦川	3.0	3.3
12	稔川	1.3	0.5
13	八雲川	12.4	9.6
14	鷺ノ巣川	9.8	14.1
15	岡ノ山川	6.5	7.7
16	1 の沢川	5.8	4.9
17	音名川	12.4	30.2
18	賀呂川	10.8	13.5
19	鉛川	20.9	60.4
20	営林沢川	5.0	2.4
21	スズキノ沢川	1.2	0.4
22	ベンケルベシベ川	13.6	32.5
23	八熊川	8.5	10.0
24	小原川	1.5	0.7
25	ベンケル川	2.1	1.9
26	大閑川	5.1	4.1
27	トワルベツ川	18.5	68.9
28	ポントワルベツ川	5.2	3.6
29	サックルベツ川	10.3	24.7
30	サトウ沢川	2.6	1.0

115 河川（令和5年4月1日現在）

No.	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (m ²)
31	セイヨウベツ川	12.5	27.2
32	ポンセイヨウベツ川	6.5	8.4
33	ふ化場川	0.5	0.4
34	清水川	0.1	0.2
35	キソンペタム川	9.4	14.3
36	ハシノスペツ川	9.4	9.1
37	一の沢川	2.5	1.3
38	熱田川	4.5	2.5
39	ポン奥津内川	7.1	7.6
40	奥津内川	11.7	14.2
41	ブユウヒ川	3.8	-
42	酒屋川	8.6	9.6
43	境川	5.1	4.3
44	弥之助沢川	4.1	2.7
45	新川	2.7	1.6
46	下二股川	8.4	21.8
47	釜別沢川	5.5	7.2
48	祭礼沢川	4.6	3.0
49	ガロウ沢川	2.7	1.4
50	成田川	0.5	0.5
51	中二股川	9.2	26.4
52	望路川	1.7	1.4
53	笹田川	1.6	0.7
54	下二股川	11.3	31.1
55	梯子沢川	4.7	7.3
56	釜別川	13.3	32.0
57	錢谷川	5.1	5.8
58	逆川	1.5	1.8
59	茂無部川	9.5	14.4
60	閑内川	10.0	23.8

No.	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (m ²)
61	白泉沢川	1.0	2.9
62	梯子沢川	7.0	8.9
63	平井の皮	2.0	0.6
64	砂山の川	1.7	0.5
65	佐々木の川	1.3	0.4
66	鳴神川	3.6	2.3
67	有明川	1.8	0.5
68	龍川	0.8	0.4
69	勢至堂川	3.0	2.0
70	土谷の沢川	1.0	0.3
71	逆川	2.5	1.1
72	紅谷の川	0.6	0.2
73	エビスの川	1.0	0.2
74	岩佐の川	0.4	0.1
75	平田内川	9.6	17.0
76	墓地の沢川	0.6	0.3
77	鮎溜川	2.9	2.0
78	馬道の沢川	1.5	0.8
79	岩渕川	1.3	0.5
80	冷水沢川	4.5	5.3
81	二股川	8.0	17.5
82	淨瑠璃川	3.5	2.4
83	滝の沢川	1.5	1.0
84	白木沢川	5.2	11.3
85	道路沢川	0.8	0.3
86	イワナ沢川	1.0	0.7
87	スペリ沢川	0.9	0.6
88	熊追沢川	1.6	1.0
89	ツルカケ沢川	1.6	2.8
90	見日墓地の沢川	0.7	0.4

No.	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (m ²)
91	人住内川	4.0	3.7
92	大沢川	2.5	0.9
93	冷水川	10.0	21.2
94	大滝沢川	1.6	2.7
95	中滝沢川	3.6	3.7
96	熊住沢川	1.1	1.3
97	堤の沢川	1.7	1.1
98	泊川公住の沢川	0.6	0.3
99	本間の川	0.3	0.1
100	土谷の川	0.6	0.2
101	蓮華寺の沢川	0.3	0.1
102	薬師の川	0.5	0.2
103	黒田の川	0.5	0.1
104	大潤川	1.5	0.7
105	五小潤沢川	0.4	0.3
106	山脇の川	1.3	0.6
107	相沼墓地の沢川	0.7	0.2
108	吉兵エ沢川	2.5	1.6
109	泉流川	2.2	2.7
110	相沼二股川	1.8	1.3
111	小川	7.9	21.0
112	モモ引川	2.5	1.5
113	ポンノボリ沢川	5.0	0.4
114	折戸の沢川	0.6	0.2
115	藤村の沢川	-	-

資料2-3 雨量及び水位観測所



種別	河川名	観測所名	観測所所在地
雨量	その他	八雲(気象)	北海道二海郡八雲町本町
雨量	遊楽部川	上八雲	北海道二海郡八雲町上八雲20番1地先河川敷
雨量	鉛川	上鉛川	北海道二海郡八雲町鉛川522番1地先河川敷
雨量	落部川	上の湯	北海道二海郡八雲町上の湯205番地先河川敷
雨量	野田追川	上鉢	北海道二海郡八雲町桜野265番地先河川敷
雨量	その他	熊石(気象)	北海道二海郡八雲町熊石根崎町671
雨量	見市川	鳴神	北海道二海郡八雲町熊石雲石町131
水位	落部川	落部川	北海道二海郡八雲町落部706番地先河川敷
水位	野田追川	野田追川	北海道二海郡八雲町野田生132番1地先河川敷
水位	遊楽部川	遊楽部川上流	北海道二海郡八雲町鉛川32番1地先河川敷
水位	遊楽部川	遊楽部川	北海道二海郡八雲町立岩83番1地先河川敷
水位	見市川	見市川	北海道二海郡八雲町熊石見日町498地先河川敷

資料2-4 警報・注意報発表基準

(1) 八雲町八雲

(令和5年6月8日現在)

発表官署 函館地方気象台

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指基準	13
		(土砂災害)	土壤雨量指基準	131
	洪 水	流域雨量指基準	遊楽部川流域=33.1, 奥津内川流域=10.1, 野田追川流域=21.7, 落部川流域=23.9, 音名川流域=7.9, 鉛川流域=15.5, 賀呂川流域=7.9	
		複合基準*	音名川流域= (11, 7.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴 風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	25m/s
	暴 風 雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ	40cm
	波 浪	有義波高	6.0m	
	高 潮	潮位	1.2m	
注意報	大 雨	表面雨量指基準	9	
		土壤雨量指基準	78	
	洪 水	流域雨量指基準	遊楽部川流域=26.4, 奥津内川流域=8, 野田追川流域=17.3, 落部川流域=19.1, 音名川流域=6.3, 鉛川流域=7.8, 賀呂川流域=6.3	
		複合基準*	音名川流域= (7, 5), 鉛川流域= (5, 5.1), 賀呂川流域= (7, 6.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強 風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	18m/s
	風 雪	平均風速	陸上	13m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	18m/s 雪による視程障害を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ	25cm
	波 浪	有義波高	3.0m	
	高 潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融 雪	60mm以上: 24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃 霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
	乾 燥	最小湿度 35% 実効湿度 65%		
	な だ れ	①24時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5°C 以上		
	低 温	通年: (平均気温) 平年より 5°C 以上低い日が 2 日以上継続		
	霜	最低気温 3°C 以下		
	着 氷	船体着氷: 水温 4°C 以下 気温-5°C 以下で風速 8m/s 以上		
	着 雪	気温 0°C 位で、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※ 表面雨量指基準、流域雨量指基準の組み合わせによる基準値を表す。

(2) 八雲町熊石

(令和5年6月8日現在)

発表官署 函館地方気象台

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指基準	8
		(土砂災害)	土壤雨量指基準	123
	洪 水	流域雨量指基準	平田内川流域=7.2, 見市川流域=14.6, 冷水川流域=11.9, 相沼内川流域=19	
		複合基準*	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴 風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴 風 雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ	40cm
	波 浪	有義波高	6.0m	
	高 潮	潮位	1.2m	
	大 雨	表面雨量指基準	6	
		土壤雨量指基準	73	
	洪 水	流域雨量指基準	平田内川流域=5.7, 見市川流域=11.6, 冷水川流域=9.5, 相沼内川流域=13	
		複合基準*	見市川流域= (6, 9.3), 相沼内川流域= (5, 13)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
注意報	強 風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	18m/s
	風 雪	平均風速	陸上	13m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	18m/s 雪による視程障害を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ	25cm
	波 浪	有義波高	3.0m	
	高 潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融 雪	60mm以上: 24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃 霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
	乾 燥	最小湿度 35% 実効湿度 65%		
	な だ れ	①24時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5°C 以上		
	低 温	通年: (平均気温) 平年より 5°C 以上低い日が 2 日以上継続		
	霜	最低気温 3°C 以下		
	着 氷	船体着氷: 水温 4°C 以下 気温-5°C 以下で風速 8m/s 以上		
	着 雪	気温 0°C 位で、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※ 表面雨量指基準、流域雨量指基準の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

表面雨量指基準: 表面雨量指基準は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指基準

土壤雨量指基準: 土壤雨量指基準は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指基準

流域雨量指基準: 流域雨量指基準は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指基準

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料を参照のこと。

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html)

- (10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料を参照のこと。

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)

- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料を参照のこと。

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)

- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

資料2-5 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったりした場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使 われている場合に使用

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわからないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面上の耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強		
7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくく状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 ^{※4} による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【3. 災害危険区域】

資料3-1 水防区域・重要水防箇所

(1) 水防区域

(平成27年3月31日現在)

番号	危険区域の現況					予想される被害				整備計画		
	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	立岩	遊楽部川	普通 鷺の巣川	遊楽部川との合流点から0.5	915	溢水	20			畠 10ha	町	一部改修済
2	内浦町、東町元町	遊楽部川	2級 遊楽部川	河口から0.0	両岸 3,200	溢水 破堤	700				道(建設部)	平成5年度改修済
3	立岩	遊楽部川	2級 遊楽部川	河口から3.5	左岸 190	破堤		4	国道277号 道道八雲北檜山線 町道	JR	道(建設部)	平成11年から災害復旧工事
4	立岩	遊楽部川	2級 遊楽部川	河口から5.0	左岸 250	欠壊			国道277号		道(建設部)	平成10年度災害復旧工事
5	大新	遊楽部川	2級 遊楽部川	遊楽部川との合流点から		欠壊			町道		道(建設部)	平成11年から災害関連工事施工中
6	上八雲	遊楽部川	2級 遊楽部川	上八雲渡辺地先	両岸 1,000	溢水	3	ふ化施設		畠 7ha	道(建設部)	検討中
7	鉛川	鉛川	普通 鉛川	遊楽部川との合流点から7.5~8.5	各溪流計 両岸 1,600	溢水			国道277号		森林管理署	平成7年度改修済
8	鉛川	鉛川	普通 鉛川	遊楽部川との合流点から9.5	両岸 500	溢水			国道277号		森林管理署	平成12年度から一部改修
9	鉛川	鉛川	普通 鉛川	遊楽部川との合流点から15.0	両岸 490	溢水	1	町営 八雲温泉			町	昭和57年度から一部改修
10	浜松	ポン奥津内川	普通 ポン奥津内川	河口から2.0	両岸 2,000	溢水	5			畠 122ha	町	改修済
11	東野	野田追川	2級 野田追川	河口から0.2	両岸 120	破堤			町道		道(建設部)	平成11年度から災害復旧工事
12	わらび野	野田追川	2級 野田追川	河口から5.2	左岸 2,100	溢水					道(建設部)	平成10年から12年災害関連事業(区間河口1.066から8.75kmまで)
13	桜野	野田追川	2級 野田追川	河口から5.7	左岸 1,900	溢水					道(建設部)	平成10年から12年災害関連事業(区間河口1.066から8.75kmまで)
14	落部	落部川	2級 落部川	河口から0.05	右岸 240	破堤			町道、町道橋		道(建設部)	平成11年から13年災害関連事業にて申請中
15	落部	落部川	2級 落部川	河口から0.0	両岸 490	溢水	50				道(建設部)	昭和60年度、昭和62年度、平成6年度一部改修済
16	下の湯	落部川	2級 落部川	河口から0.7	右岸 688 左岸 470	溢水 破堤					道(建設部)	平成10年から12年災害関連事業(下流地区)
17	下の湯	落部川	2級 落部川	河口から3.5	右岸 1,000	溢水					道(建設部)	検討中
18	下の湯	落部川	2級 落部川	河口から5.7	左岸 800	溢水					道(建設部)	検討中
19	上の湯	落部川	2級 落部川	河口から7.7	右岸 700	溢水					道(建設部)	平成10年から12年災害関連事業(上流地区)
20	上の湯	落部川	2級 落部川	河口から9.1	右岸 1,700 左岸 600	溢水					道(建設部)	平成10年から12年災害関連事業(上流地区)
21	上の湯	落部川	2級 落部川	河口から10.8	右岸 700	溢水					道(検討中)	
22	内浦町	ハシノスペツ川	普通 ハシノスペツ川	河口から0.0	両岸 400	溢水 決壊	7	消防本部	町道、町道橋		町	災害復旧工事 平成9~10年度 (整備検討中)
23	熊石関内町	関内川	普通 関内川	河口から0.2	右岸 2,000 左岸 1,000	溢水 決壊	13				町	計画検討中
24	熊石鳴神町	鳴神川	普通 鳴神川	河口から0.1	右岸 100 左岸 200	決壊	4	鳴神生活 改善センター			町	計画検討中
25	熊石泊川町	冷水川	普通 冷水川	河口から0.2	右岸 1,000 左岸 1,000	溢水 決壊	33	泊川 小学校			町	計画検討中
26	熊石相沼町	相沼内川	普通 相沼内川	相沼内橋から0.5	右岸 1,500							

(2) 重要水防箇所

(知事指定：令和5年4月1日現在)

河川名	右 ・ 左 岸	起 点 位 置 (k m)		終 点 位 置 (k m)		重要水防 区域延長 (k m)	重 要 度	有 ・ 築 堤 無	備 考
		位置名称	距離	位置名称	距離				
遊楽部川	右岸	(国)八雲大橋から 0.7km下流	0.40	(町)立栄橋	2.70	2.30	B	有	樋門・排水機場
遊楽部川	右岸	音名川との合流点 から1.0km上流	4.30	音名川との合流点 から1.2km上流	4.85	0.55	B	有	
遊楽部川	右岸	ベンケル川との合流点 から0.05km上流	11.00	ベンケル川との合流点 から0.45km上流	11.40	0.40	B	有	
落部川	左岸	河 口	0.00	JR橋から 0.30km上流	1.00	1.00	A	有	樋 門
落部川	右岸	河 口	0.00	(国)落部橋から 0.2km上流	0.60	0.60	A	有	
落部川	右岸	(国)落部橋から 0.2km上流	0.60	頭首工から 0.7km下流	3.50	2.90	B	有	樋 門
落部川	右岸	(町)下の湯橋から 0.6km上流	5.60	(町)下の湯橋から 0.9km上流	5.90	0.30	B	有	
落部川	右岸	(町)コンクリート橋から 0.6km下流	7.50	(町)コンクリート橋	8.20	0.70	B	有	
野田追川	左岸	河 口	0.00	(国)野田追橋から 0.15km上流	0.85	0.85	B	有	樋 門
野田追川	右岸	河 口	0.00	JR橋から 1.0km上流	2.20	2.20	B	有	
野田追川	右岸	堰から0.25km下流	5.50	堰から0.15km上流	5.90	0.40	B	有	取 水 堰
相沼内川	左岸	(国)相沼橋	0.30	(国)相沼橋から 0.30km上流	0.60	0.30	B	有	
相沼内川	左岸	(国)相沼橋から 0.3km上流	0.60	(国)中野橋から 0.5km下流	1.80	1.20	B	有	取 水 堰
相沼内川	左岸	(国)中野橋から 0.5km下流	1.80	(国)中野橋から 1.0km上流	3.30	1.50	B	無	
相沼内川	右岸	(国)相沼橋	0.30	(国)相沼橋から 0.40km上流の町道	0.70	0.40	B	有	樋 門
見市川	右岸	(国)見市橋から 0.3km上流	0.45	(国)見市橋から 0.55km上流	0.70	0.25	B	有	

※「重要水防箇所」とは、堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡回点検が必要な箇所を示すもので、水防上の重要度によって2ランク（A・B）に区分されている。

資料3-2 高波、高潮、津波等危険区域

(平成27年3月31日現在)

番号	危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令等	指定年月日	指定番号	危険区域との関連	全部	一部	実施機関
1	黒岩	2,750	2,075	1,150	高波	111	郵便局		水産施設7	道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○			
2	山崎八雲地区	1,792	2,001	2,001	高波	61			水産施設9	道	海岸法	S33. 12. 11	1635	○		道(建設部) (農政部)	平成10年完了
3	花浦 花浦地区	2,750	2,095	2,095	高波	43			水産施設14	道	海岸法	S33. 12. 11	1228	○		道(農政部)	平成5年完了
4	内浦	3,098	3,098	1,255	高波	99				道	海岸法	S36. 5. 30 S39. 2. 1	1228 488		○	道(建設部)	一部整備済
5	熱田	850	850		高波	8				道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○		道(建設部)	一部整備済
6	浜松	1,940	1,940	670	高波	22			水産施設6	道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○		道(建設部)	一部整備済
7	山越	2,907	2,907	2,907	高波	39			水産施設7	道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○		道(建設部)	一部整備済
8	野田生	1,292	1,500	1,500	高波	57			水産施設8	道	海岸法	S44. 8. 4	1581		○	道(建設部) (農政部)	昭和54年完了
9	東野	3,220	1,125	1,125	高波	22			水産施設9	道	海岸法	S46. 7. 2	1977		○	道(建設部) (農政部)	昭和54年完了
10	落部	1,162	920		高波	89			水産施設10	道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(農政部)	一部整備済
11	栄浜	685	0		高波	25			水産施設11	道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○		道(農政部)	一部整備済
12	閑内海岸	1,880	1,360	1,330	高波 高潮 津波	20	国道229号線	加工場1 倉庫2	道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(土木部)	計画検討中 S59 一部施行済	

番号	危険区域の現況					予想される被害			法令等における指定状況						整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令等	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要
13	西浜海岸	1,950	1,950	1,300	高波潮津波	31	西浜振興会館	国道229号線 町道丸山線	倉庫1	道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○		道(土木部)	計画検討中 H5 一部施工済
14	鳴神海岸	740	720	720	高波潮津波	52		国道229号線		道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(土木部)	計画検討中 H5 一部施工済
15	熊石海岸	2,190	1,960	1,890	高波潮津波	57				道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(土木部)	計画検討中 H5 一部施工済
16	平海岸	950	870	870	高波潮津波	17		国道229号線		道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(土木部)	計画検討中 H5 一部施工済
17	鮎川海岸	1,590	1,000	890	高波潮津波	10		国道229号線	倉庫4	道	海岸法	S34. 2. 26	256		○	道(土木部)	計画検討中 S60 一部施工済
18	見日海岸	2,700	2,440	500	高波潮津波	8		国道229号線		道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(土木部)	計画検討中 H5 一部施工済
19	黒岩海岸	2,093	1,891	550	高波潮津波	—		国道229号線		道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(土木部)	計画検討中 —
20	泊川海岸	1,620	1,620	1,047	高波潮津波	25		国道229号線	倉庫2	道	海岸法	S33. 5. 19	656	○		道(土木部)	計画検討中 H5 一部施工済
21	館平海岸	800	590	740	高波潮津波	—		国道229号線		道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(土木部)	計画検討中 —
22	相沼海岸	507	507	420	高波潮津波	22		国道229号線	加工場2	道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○		道(土木部)	— H6 一部施工済
23	折戸海岸	1,000	780	370	高波潮津波	10		町道折戸海岸線		道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	道(土木部)	計画検討中 H5 一部施工済

資料3-3 市街地における低地帯の浸水予想区域

(平成27年3月31日現在)

番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要
1	黒岩	黒岩小学校	0.6	排水路の不備		小学校									町	一部改修済
2	黒岩	黒岩駅～陸橋	5.6	排水路の不備	42										町	昭和60年度改修済
3	立岩	立岩2区の一部	6.8	排水路の不備	26										町	平成6年度改修済
4	元町	元町1区全域	4.8	排水路の不備	78										町	平成2年度改修済
5	豊河町	豊河町全域	27.2	排水路の不備	130										町	平成7年度改修済
6	春日	豊田、山室地先	2.0	排水路の不備	3		町道									
7	野田生	野田生3区全域	5.4	排水路の不備	172										町	一部改修済
8	落部	落部10区全域	12.6	排水路の不備	62										町	一部改修済
9	落部	柏木宅裏	4.3	排水路の不備	6										町	検討中
10	熊石相沼	第2相沼地区 第3相沼地区	10.0		130	相沼小学校1 相沼母と 子の家1 公営住宅2	町道 国道 229号									

資料3-4 土砂災害警戒区域

(令和5年3月末時点)

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
1	急傾斜地の崩壊	熊石根崎町	熊石根崎	I-2-490-1528	平成25年11月22日	○	○	
2	急傾斜地の崩壊	下の湯、上の湯	八雲上の湯3	II-2-246-1029	平成29年2月10日	○	○	
3	急傾斜地の崩壊	上の湯	八雲上の湯1	II-2-244-1027	平成29年2月10日	○	○	
4	急傾斜地の崩壊	上の湯	八雲上の湯2	II-2-245-1028	平成29年2月10日	○	○	
5	急傾斜地の崩壊	熊石雲石町	熊石雲石(2)	I-2-491-1529	平成29年6月6日	○	○	
6	急傾斜地の崩壊	熊石雲石町、熊石鳴神町	熊石鳴神2	I-2-492-1530	平成29年6月6日	○	○	
7	急傾斜地の崩壊	熊石根崎町、熊石雲石町	熊石根崎1	II-2-317-1100	平成29年6月6日	○	○	
8	急傾斜地の崩壊	熊石根崎町、熊石雲石町	熊石雲石(1)	II-2-316-1099	平成29年6月6日	○	○	
9	急傾斜地の崩壊	熊石折戸町	熊石折戸	I-2-478-1516	平成29年6月6日	○	○	
10	急傾斜地の崩壊	熊石鮎川町	熊石鮎川	I-2-487-1525	平成29年10月6日	○	○	
11	急傾斜地の崩壊	熊石見日町	熊石見日1	II-2-314-1097	平成29年10月6日	○	○	
12	急傾斜地の崩壊	熊石見日町	熊石見日2	II-2-315-1098	平成29年10月6日	○	○	
13	急傾斜地の崩壊	熊石見日町	熊石見日3	I-2-486-1524	平成29年10月6日	○	○	
14	急傾斜地の崩壊	熊石畠岩町、根崎町	熊石畠岩	I-2-489-1527	平成29年10月6日	○	○	
15	急傾斜地の崩壊	熊石泊川町	熊石泊川3	I-2-484-1522	平成29年10月6日	○	○	
16	急傾斜地の崩壊	熊石泊川町	熊石黒岩	I-2-485-1523	平成29年10月6日	○	○	
17	急傾斜地の崩壊	熊石平町	熊石平	I-2-488-1526	平成29年10月6日	○	○	
18	急傾斜地の崩壊	山越	八雲山越1	II-2-248-1031	平成30年3月20日	○	○	
19	急傾斜地の崩壊	山越	八雲山越2	III-2-83-464	平成30年3月20日	○	○	
20	急傾斜地の崩壊	山越	八雲山越3	I-2-349-1387	平成30年3月20日	○	○	
21	急傾斜地の崩壊	山越	八雲山越4	III-2-84-465	平成30年3月20日	○	○	
22	急傾斜地の崩壊	山越	八雲山越5	III-2-85-466	平成30年3月20日	○	○	
23	急傾斜地の崩壊	熱田	八雲熱田	III-2-86-467	平成30年3月20日	○	○	
24	急傾斜地の崩壊	浜松	八雲浜松1	I-2-350-1388	平成30年3月20日	○	○	
25	急傾斜地の崩壊	浜松	八雲浜松2	I-2-351-1389	平成30年3月20日	○	○	
26	急傾斜地の崩壊	浜松	八雲浜松3	II-2-249-1032	平成30年3月20日	○	○	
27	急傾斜地の崩壊	浜松	八雲浜松4	I-2-352-1390	平成30年3月20日	○	○	
28	急傾斜地の崩壊	熊石閑内町	熊石閑内1	I-2-500-1538	令和元年5月7日	○	○	
29	急傾斜地の崩壊	熊石閑内町	熊石閑内2	I-2-499-1537	令和元年5月7日	○	○	
30	急傾斜地の崩壊	熊石閑内町	熊石閑内3	I-2-501-1539	令和元年5月7日	○	○	
31	急傾斜地の崩壊	熊石閑内町	熊石閑内4	II-2-318-1101	令和元年5月7日	○	○	
32	急傾斜地の崩壊	熊石西浜町	熊石西浜1	I-2-496-1534	令和元年5月7日	○	○	
33	急傾斜地の崩壊	熊石西浜町	熊石西浜2	I-2-497-1535	令和元年5月7日	○	○	
34	急傾斜地の崩壊	熊石西浜町	熊石西浜3	I-2-498-1536	令和元年5月7日	○	○	
35	急傾斜地の崩壊	熊石泊川町	熊石泊川1	I-2-482-1520	令和元年12月20日	○	○	
36	急傾斜地の崩壊	熊石泊川町	熊石泊川2	I-2-483-1521	令和元年12月20日	○	○	
37	急傾斜地の崩壊	黒岩	八雲黒岩1	II-2-250-1033	令和2年3月31日	○	○	
38	急傾斜地の崩壊	黒岩	八雲黒岩2	II-2-251-1034	令和2年3月31日	○	○	
39	急傾斜地の崩壊	黒岩	八雲黒岩3	II-2-252-1035	令和2年3月31日	○	○	
40	急傾斜地の崩壊	熊石館平町、熊石相沼町、熊石泊川町	熊石館平	I-2-481-1519	令和3年3月9日	○	○	
41	急傾斜地の崩壊	熊石泉岱町	熊石泉岱	I-2-479-1517	令和3年3月9日	○	○	
42	急傾斜地の崩壊	熊石相沼町	熊石相沼3	I-2-480-1518	令和3年3月9日	○	○	
43	急傾斜地の崩壊	熊石鳴神町	熊石東鳴神	I-2-493-1531	令和3年3月9日	○	-	
44	急傾斜地の崩壊	熊石鳴神町	熊石西鳴神	I-2-495-1533	令和3年3月9日	○	○	
45	急傾斜地の崩壊	熊石鳴神町	熊石鳴神1	I-2-494-1532	令和3年3月9日	○	○	
46	急傾斜地の崩壊	落部	八雲落部1	I-2-347-1385	令和3年11月30日	○	○	
47	急傾斜地の崩壊	落部	八雲落部2	I-2-348-1386	令和3年11月30日	○	○	
48	急傾斜地の崩壊	落部	八雲落部3	II-2-247-1030	令和3年11月30日	○	○	
49	地すべり	熊石泊川町	泊川	2-11-134	令和元年12月20日	○	-	
50	地すべり	熊石相沼町、熊石泊川町、熊石館平町、熊石折戸町	相沼内	2-12-135	令和3年3月9日	○	-	
51	地すべり	桜野、わらび野	桜野	2-27-457	令和3年11月30日	○	-	
52	土石流	桜野	牧場の沢川	I-23-0350	平成22年6月25日	○	○	
53	土石流	八雲町	山名の沢	I-23-0380	平成24年2月17日	○	○	
54	土石流	熊石根崎町	土谷の沢川 (岩浦の沢川)	I-24-0120	平成25年11月22日	○	-	
55	土石流	熊石根崎町	門昌庵沢	I-24-0130	平成25年11月22日	○	-	
56	土石流	熊石根崎町・熊石畠岩町	逆川	I-24-0140	平成25年11月22日	○	-	
57	土石流	下の湯、上の湯	望路川	II-23-0420	平成29年2月10日	○	-	
58	土石流	山越	山越駅裏沢	I-23-0260	平成29年2月10日	○	-	
59	土石流	上の湯	上の湯沢川	II-23-0410	平成29年2月10日	○	-	
60	土石流	上の湯	温泉の沢1	I-23-0390	平成29年2月10日	○	-	

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
61	土石流	上の湯	温泉の沢2	I-23-0400	平成29年2月10日	○		
62	土石流	熊石雲石町、熊石鳴神町	小学校の沢川	I-24-0100	平成29年6月6日	○	○	
63	土石流	熊石折戸町	長内の沢川	II-24-0360	平成29年6月6日	○	-	
64	土石流	熊石折戸町	青木の沢川	II-24-0350	平成29年6月6日	○	-	
65	土石流	熊石鳴神町、熊石雲石町	有明川	I-24-0110	平成29年6月6日	○	-	
66	土石流	熊石鮎川町	藤谷の沢川	II-24-0180	平成29年10月6日	○	○	
67	土石流	熊石見日町	成田1の沢川	II-24-0220	平成29年10月6日	○	○	
68	土石流	熊石見日町	成田2の沢川	II-24-0210	平成29年10月6日	○	○	
69	土石流	熊石見日町	海岸沢川	II-24-0230	平成29年10月6日	○	○	
70	土石流	熊石見日町	見日海岸2号沢	II-24-0200	平成29年10月6日	○	○	
71	土石流	熊石畳岩町	岩佐の沢川	I-24-0160	平成29年10月6日	○	○	
72	土石流	熊石畳岩町	畳岩の沢	I-24-0150	平成29年10月6日	○	○	
73	土石流	熊石泊川町	学校沢川	I-24-0250	平成29年10月6日	○	○	
74	土石流	熊石泊川町	広沢の沢川	II-24-0240	平成29年10月6日	○	○	
75	土石流	熊石泊川町	泊川沢川	I-24-0260	平成29年10月6日	○	○	
76	土石流	熊石閑内町	郵便局沢	I-24-0010	令和元年5月7日	○	-	
77	土石流	熊石西浜町	平井1の沢川	II-24-0040	令和元年5月7日	○	-	
78	土石流	熊石西浜町	平井の川	II-24-0050	令和元年5月7日	○	-	
79	土石流	熊石西浜町	横山の沢川	I-24-0030	令和元年5月7日	○	-	
80	土石流	熊石西浜町	神社横の沢川	I-24-0020	令和元年5月7日	○	-	
81	土石流	熊石大谷町	見市川7号沢	I-24-0190	令和元年12月20日	○	○	
82	土石流	熊石泊川町	大潤川	I-24-0290	令和元年12月20日	○	-	
83	土石流	熊石泊川町	泊川漁港の沢川	I-24-0280	令和元年12月20日	○	○	
84	土石流	熊石泊川町	薬師の沢川	I-24-0270	令和元年12月20日	○	○	
85	土石流	わらび野	児玉の沢	II-23-0370	令和2年3月31日	○	-	
86	土石流	鉢川	ススキノ沢川	II-23-0210	令和2年3月31日	○	-	
87	土石流	黒岩	伊藤の沢	II-23-0200	令和2年3月31日	○	-	
88	土石流	黒岩	梅沢の沢	II-23-0190	令和2年3月31日	○	-	
89	土石流	桜野	佐藤の沢	II-23-0360	令和2年3月31日	○	○	
90	土石流	桜野	成田の沢	II-23-0330	令和2年3月31日	○		
91	土石流	桜野	キキ沢	II-23-0340	令和2年3月31日	○	○	
92	土石流	山越	玉川の沢	II-23-0270	令和2年3月31日	○	-	
93	土石流	山越、野田生	弥生川	II-23-0280	令和2年3月31日	○	-	
94	土石流	春日	山本の沢	II-23-0250	令和2年3月31日	○	-	
95	土石流	春日	本杉の沢	II-23-0240	令和2年3月31日	○	○	
96	土石流	野田生	下畠の沢	II-23-0310	令和2年3月31日	○	-	
97	土石流	野田生	岡島の沢	II-23-0300	令和2年3月31日	○	-	
98	土石流	野田生	柏木川	II-23-0290	令和2年3月31日	○	-	
99	土石流	野田生、桜野	倉地の沢	II-23-0320	令和2年3月31日	○	-	
100	土石流	栄浜、森町字石倉町	二瓶の沢	II-23-0470	令和2年6月12日	○	○	森町と重複
101	土石流	熊石館平町	五小潤沢	I-24-0300	令和3年3月9日	○	○	
102	土石流	熊石館平町	神社の沢川	I-24-0310	令和3年3月9日	○	○	
103	土石流	熊石館平町、熊石相沼町	お寺の沢川	I-24-0320	令和3年3月9日	○	-	
104	土石流	熊石館平町、熊石相沼町	相沼漁港の沢川	I-24-0330	令和3年3月9日	○	○	
105	土石流	熊石折戸町	山脇の川	I-24-0370	令和3年3月9日	○	-	
106	土石流	熊石折戸町	折戸の沢	I-24-0380	令和3年3月9日	○	-	
107	土石流	熊石折戸町	藤村の沢川	II-24-0390	令和3年3月9日	○	○	
108	土石流	熊石相沼町	相沼墓地の沢川	II-24-0340	令和3年3月9日	○	-	
109	土石流	熊石鳴神町	中鳴神川	I-24-0070	令和3年3月9日	○	-	
110	土石流	熊石鳴神町	田村の沢川	I-24-0080	令和3年3月9日	○	○	
111	土石流	熊石鳴神町	鳴神1の沢	I-24-0060	令和3年3月9日	○	-	
112	土石流	熊石鳴神町	鳴神川	I-24-0090	令和3年3月9日	○	-	
113	土石流	下の湯	小松の沢	II-23-0430	令和3年11月30日	○	○	
114	土石流	熱田、浜松	ポン奥津内川	III-23-001	令和3年11月30日	○	-	
115	土石流	浜松	牧場の沢	III-23-002	令和3年11月30日	○	-	
116	土石流	落部、入沢	チヨサ沢	II-23-0440	令和3年11月30日	○	-	
117	土石流	落部、入沢	公園の沢	I-23-0450	令和3年11月30日	○	-	
118	土石流	落部、入沢	寺裏の沢	I-23-0460	令和3年11月30日	○	-	
119	土石流	立岩	公園裏の沢	III-23-003	令和3年11月30日	○	○	

計 119 74

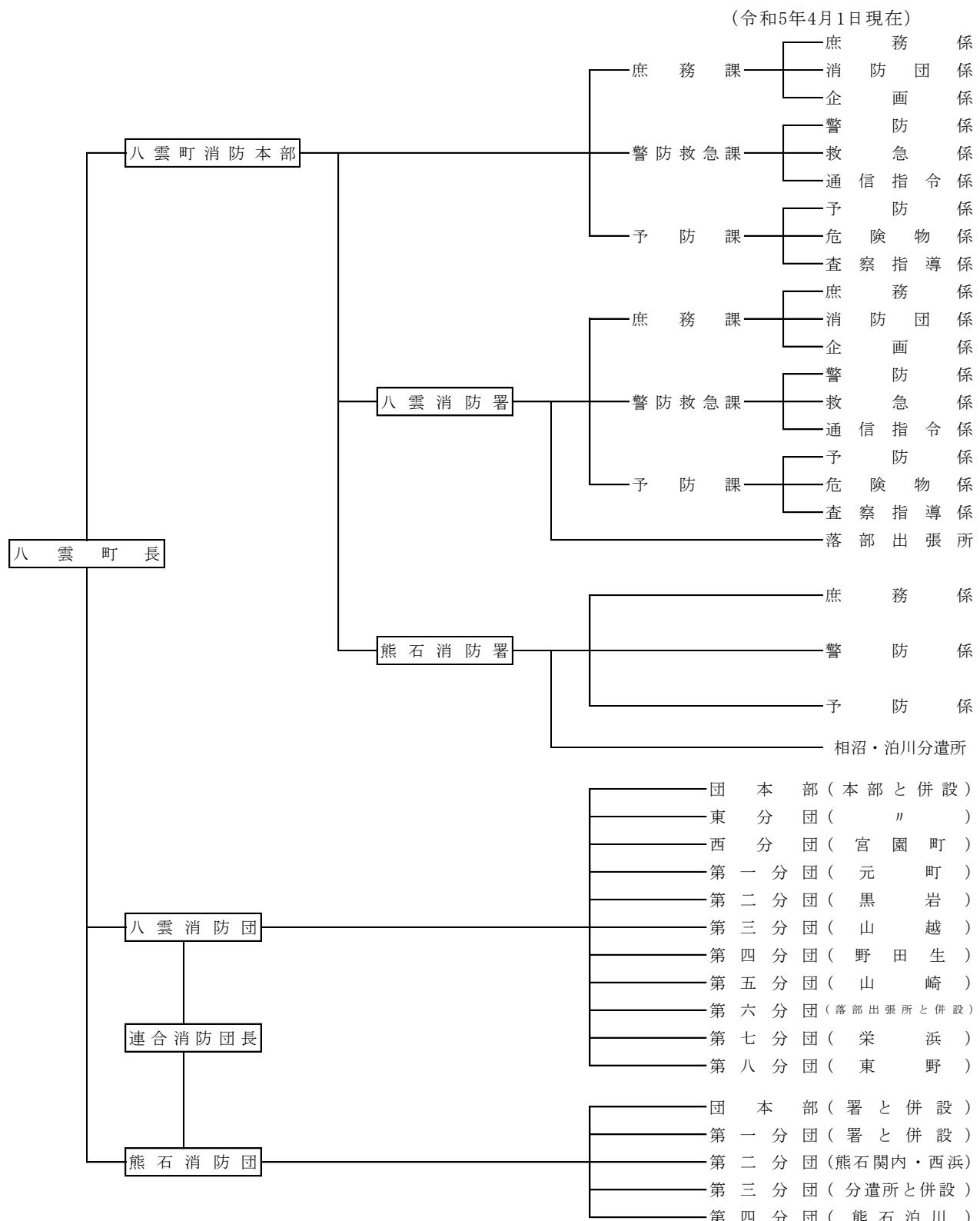
資料3-5 孤立予想区域

(平成27年3月31日現在)

地区名	施設の名称	収容人員(人)	災害時の対応
鉛川	八雲温泉おぼこ荘	28	熊石地域への要請又はヘリコプター空輸
上の湯	温泉旅館銀婚湯	80	厚沢部町への要請又はヘリコプター空輸
"	パシフィック温泉ホテル清龍園	64	"

【4. 消防·水防】

資料4-1 消防組織



() 内は、分団詰所又は器具置場等の所在地

資料4-2 消防署及び各分団の担当区域

所 属	施設の位置	担 当 区 域
八雲消防署	内浦町	八雲消防団の管轄区域
八雲消防団	東分団	内浦町
	西分団	宮園町
	第一分団	元町
	第二分団	黒岩
	第三分団	山越
	第四分団	野田生
	第五分団	山崎
	第六分団	落部
	第七分団	栄浜
	第八分団	東野
熊石消防署	熊石雲石町	熊石消防団の管轄区域
熊石消防団	第一分団	熊石雲石町
	第二分団	熊石関内町
	第三分団	熊石相沼町
	第四分団	熊石泊川町

資料4-3 消防職員・消防団員人員

(1) 消防職員の定員及び配置

(令和5年4月1日現在)

区分	階級別	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副士長	消 防 士	合 計
条 例 定 員	階級別定員は定めていない							55
実 員		1	9	14	7	4	20	55
消防本部（署）		1	7	10	4	2	17	41
熊石消防署			2	4	3	2	3	14

(1) 消防団員の定員及び配置

(令和5年4月1日現在)

区分	階級別	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合 計
定 員	階級別定員は定めていない								325
実 員		2	5	17	14	23	41	127	229
八 雲 消 防 团	团 本 部	1	3	3		1 (1)	2 (2)	10 (10)	20 (13)
	東 分 团			1	1	1	2	6	11
	西 分 团			1	1	2	2	5	11
	第 一 分 团			1	1	1	2	7	12
	第 二 分 团			1	1	1	2	7	12
	第 三 分 团			1	1	1	2	7	12
	第 四 分 团			1	1	1	2	11	16
	第 五 分 团			1	1	1	2	3	8
	第 六 分 团			1	1	2	4	15	23
	第 七 分 团			1	1	1	2	4	9
	第 八 分 团			1	1	1	2	17	22
熊 石 消 防 团	团 本 部	1	2						3
	第 一 分 团			1	1	3	5	9	19
	第 二 分 团			1	1	2	4	4	12
	第 三 分 团			1	1	2	4	13	21
	第 四 分 团			1	1	3	4	9	18

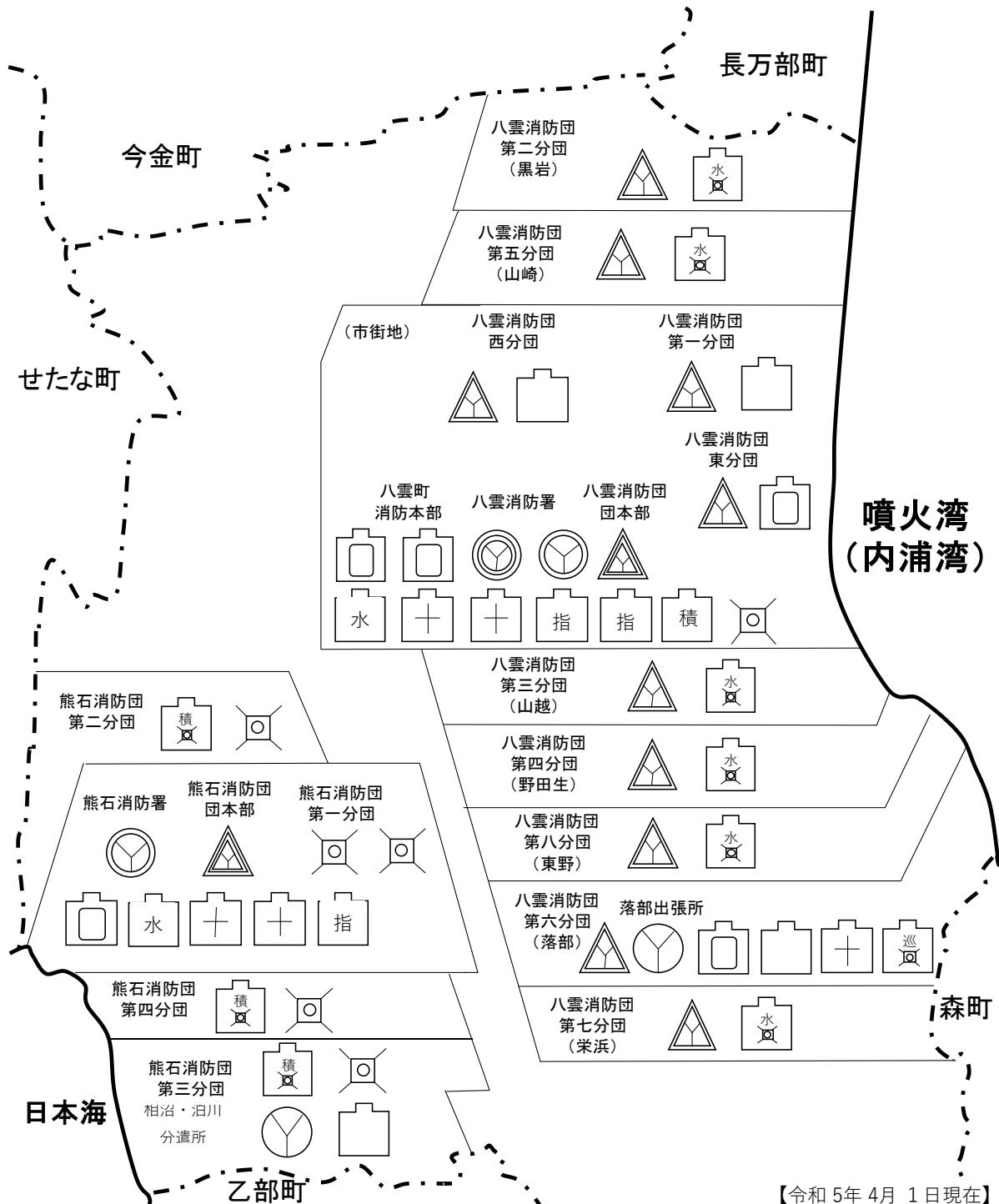
()は女性団員の内数

資料4-4 消防施設等の現有

(1) 消防施設の現有

名称	所在地	面積(m ²)		竣工年	電話	備考
		敷地	建物延床			
八雲町消防本部（署）	内浦町191番地1	8,480.00	2,099.62	平成23年	0137 63-2686	東分団格納所併設
八雲消防署落部出張所	落部185番地	440.58	335.34	昭和52年	0137 67-2049	第六分団格納所併設
八雲消防団 東分団格納所	内浦町191番地1	八雲消防署に併設				
八雲消防団 西分団格納所	宮園町4番地	898.23	419.69	昭和55年	0137 62-2931	
八雲消防団 第一分団格納所	元町67番地1	426.00	115.68	平成5年	0137 62-3926	
八雲消防団 第二分団格納所	黒岩162・164番地	269.21	123.94	平成15年	0137 68-2225	
八雲消防団 第三分団格納所	山越207番地1	3,344.57	289.77	平成元年	0137 63-2004	地域会館併設
八雲消防団 第四分団格納所	野田生206番地	345.15	111.54	平成2年	0137 66-2648	
八雲消防団 第五分団格納所	山崎139番地4	385.42	115.67	平成11年	0137 68-2467	
八雲消防団 第六分団格納所	落部185番地	落部出張所に併設				
八雲消防団 第七分団格納所	栄浜113・114番地	310.00	267.07	昭和63年	0137 67-2932	地域会館併設
八雲消防団 第八分団格納所	東野155番地3	1,190.09	348.55	昭和59年	0137 66-2152	地域会館併設
熊石消防署	熊石雲石町155番地2	1,436.10	613.95	昭和56年	01398 2-3393	第一分団格納所併設
熊石消防署 相沼・泊川分遣所	熊石相沼町380番地1	—	318.82	令和4年	01398 3-8114	第三分団格納所併設
熊石消防団 第一分団格納所	熊石雲石町155番地2	熊石消防署に併設				
熊石消防団 第二分団積載車車庫	熊石閑内町105番地	49.50	28.35	昭和51年		
熊石消防団 第三分団機械器具置場	熊石西浜町80番地	36.04	10.00	昭和47年		
熊石消防団 第三分団格納所	熊石相沼町380番地1	—	89.95	令和4年		熊石相沼みの家及び 熊石消防署相沼・泊川 分遣所に併設
熊石消防団 第三分団機械器具置場	熊石折戸町463番地	10.00	10.00	昭和47年		
熊石消防団 第四分団格納所	熊石泊川町171番地1	212.48	166.50	平成元年		

（2）消防車両等の現有



【令和5年4月1日現在】

凡 例	 消防本部	 消防署	 出張所(分遣所)	 消防団本部
	 消防団分団本部	 消防ポンプ自動車	 水槽付消防ポンプ自動車	 小型動力ポンプ付大型水槽車
	 小型動力ポンプ付積載車(水槽付)	 小型動力ポンプ付積載車(水槽無)	 水利巡回車(小型動力ポンプ積載)	 小型動力ポンプ
	 救急車自動車	 指揮車	 積載車	

(3) 消防機器の現有

(消防機械現勢表)

(令和5年4月1日現在)

区分 所属・配置	名 称	消防自動車の車名・形状	機関 出力 (PS)	購入年月日	ポンプ (メーカー型式) 及び性能		機関 出力 (PS)
					メーカー型式	級別	
消防署	八雲消防署	タク1号車	220	H11. 12. 7	日本機械R3 2段バランスターピン	A-2	
		タク2号車	240	H28. 3. 10	森田MZI	A-2	
		大型水槽車	216	R2. 3. 12	トーハVF63AS-Ti	B-2	30
		いすゞ (水10,000㍑) 大型水槽車 小型動力ポンプ 積載					
		救急3号車	160	R5. 3. 10			
		トヨタ救急車(ハイブリッド) 高規格救急車					
		救急2号車	151	H27. 3. 20			
		指揮車1	151	H29. 12. 14			
		指揮車2	204	R5. 3. 5			
		積載車	110	H30. 11. 28			
		小型動力ポンプ		H26. 6. 25	トーハVF63AS-Ti	B-2	30
		落部タク車	230	H20. 11. 12	日本機械P3 2段バランスターピン	A-2	
		救急1号車	151	H24. 11. 21			
消防団	八雲消防団	タク車	390	H10. 10. 30	森田バランスターピン	A-2	
		大型水槽車	320	R3. 3. 29	トーハVF63AS-TI	B-2	30
		指令車	151	H23. 12. 22			
		救急1号車	151	R2. 1. 24			
		救急2号車	151	H28. 12. 15			
		ポンプ車		H15. 1. 10	トーハV1001	D-1	
		東分団 (市街地) タク車	240	H31. 2. 13	森田MZ1	A-2	
		西分団 (市街地) ポンプ車	150	R4. 1. 14	モリタMZ1	A-2	
		第一分団 (市街地) ポンプ車	165	H3. 12. 26	森田ME-5 2段バランスターピン	A-2	
		第二分団 (黒岩) 小型動力ポンプ付積載車	140	H9. 2. 27	シバカラSF755E	B-2	54
		第三分団 (山越) 小型動力ポンプ付積載車	140	H8. 2. 23	シバカラSF755E	B-2	54
		第四分団 (野田生) 小型動力ポンプ付積載車	140	H12. 3. 30	シバカラSF755EH	B-2	54
		第五分団 (山崎) 小型動力ポンプ付積載車	140	H10. 3. 9	シバカラSF755EH	B-2	54
消防団	八雲消防団	ポンプ車	150	R3. 3. 15	モリタMZ1	A-2	
		第六分団 (落部) 水利巡視車	48	H20. 7. 10	トーハP456 (F16000)	B-3	52
		第七分団 (栄浜) 小型動力ポンプ付積載車	140	H11. 3. 10	シバカラSF755EH	B-2	54
		第八分団 (東野) 小型動力ポンプ付積載車	130	H13. 3. 27	シバカラSF755EH	B-2	54
		小型動力ポンプ		H8. 12. 18	トーハ 片吸込タービンV56BS型	B-3	51
		小型動力ポンプ		H10. 6. 20	トーハ 片吸込タービンV58AS型	B-3	40
		第二分団 小型動力ポンプ付積載車	110	R2. 2. 25	トーハVF63AS-R	B-2	30
		小型動力ポンプ		H9. 9. 29	トーハ 片吸込タービンV58AS型	B-3	40
		第三分団 小型動力ポンプ付積載車	109	H17. 2. 14	トーハ 片吸込タービンV58AS型	B-3	40
		ポンプ車	150	H23. 12. 27	森田ME-5 2段バランスターピン	A-2	110
		小型動力ポンプ		H10. 6. 20	トーハ 片吸込タービンV50CS型	B-3	40
		第四分団 小型動力ポンプ付積載車	110	H30. 12. 6	トーハVF63AS-R	B-2	30
消防団	熊石消防団	小型動力ポンプ					
		第一分団 小型動力ポンプ					
		第二分団 小型動力ポンプ付積載車	いすゞエルフ				
		第三分団 小型動力ポンプ付積載車	トヨタダイナ				
		ポンプ車	150	H23. 12. 27	森田ME-5 2段バランスターピン	A-2	110
		小型動力ポンプ					
		第四分団 小型動力ポンプ付積載車	いすゞエルフ				
		小型動力ポンプ					
		小型動力ポンプ					
		小型動力ポンプ					
		小型動力ポンプ					
		小型動力ポンプ					

(消防機器現有数)

(令和5年4月1日現在)

機器名	配 置	八 雲												熊 石				合 計	
		本署	团本部	東分団	西分団	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	第六分団	第七分団	第八分団	署	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	
発電照明装置		5	2	1	2	1	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	27	
泡消火器具		2				1								2				5	
化学消火薬剤(%)		580			60									260				900	
油中和剤(%)		566												65				631	
流出油吸着剤(枚)		1,137		10	80	80	17	20	100	20		17	20	274				1,775	
ジエットシャワー		44												46				90	
オイルフェンス(m)		160																160	
簡易水槽		1					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		10	
水難救助用ゴムボート		1																1	
消防用ホース・呼称65		169		52	56	37	43	44	41	41	55	40	42	216		30	94	65	1,025
消防用ホース・呼称50		152												48					200
消防用ホース・呼称40		5						5		5									15

(4) 消防水利施設の現有

(令和5年4月1日現在)

区 分	消 水 案			防 火 水 槽								合 計	
	公 設		私 設	公 設				私 設					
	单 口	双 口	单 口	100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	(40m ³ 未満)	防火水槽 の内 耐震性 貯水槽	40m ³ 以上 60m ³ 未満	(40m ³ 未満)			
八 雲	東・西・第一分団地区	145	15	4		6	24	(5)	6 (60m ³) (40m ³)	1	(6)	195	(11)
	第二分団地区	13					1	(9)	1 (40m ³)		(1)	14	(10)
	第三分団地区	12	2				1	(7)	1 (40m ³)		(1)	15	(8)
	第四分団地区	10	3				2	(10)	1 (40m ³)		(2)	15	(12)
	第五分団地区	9					1	(6)	1 (40m ³)		(1)	10	(7)
	第六分団地区	32					4	(5)	1 (40m ³)			36	(5)
	第七分団地区	7						(4)				7	(4)
	第八分団地区	6	2					(4)			(2)	8	(6)
熊 石	第一分団地区	1 (8)	11		1		15		1 (100m ³)			28	(8)
	第二分団地区	4 (9)					11					15	(9)
	第三分団地区	5 (7)					10		1 (40m ³)			15	(7)
	第四分団地区	7 (5)					8		2 (40m ³)			15	(5)
合 計		251 (29)	33	4	1	6	77	(50)	15	1 (13)	373 (92)		

()内は基準外

(5) 消防通信施設の現有

(令和5年4月1日現在)

施 設 名				計数							
消 防 無 線											
				基地局 (消防本部20W, 熊石消防署20W, 落部出張所10W) 活動波2波、主運用波、統制波 (3波切替)							
				1							
				移動局 (車載型5W) 常備車両15台 非常備車両15台							
				30							
				移動局 (携帯型2W)							
有 線 回 線				18							
				移動局 (署活系1W)							
				35							
				移動局 (卓上型5W)							
				1							
携 帯 端 末											
				本部指令台 統合回線 (固定電話とIP電話、および携帯電話を統合した2回線)							
				2							
				指令署所端末 (八雲消防署・熊石消防署・落部出張所)							
				3							
				専用回線 (行政ネット、高速道路、山麓トネル非常装置、無線ネットワーク3波)							
ネ イ オ ン ト タ 回 線				6							
				ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム							
				1							
防 災 行 政 無 線				一般電話回線 (FAX含む) 消防本部4回線 熊石4回線 落部1回線							
				9							
防 災 行 政 無 線				一般電話回線 (西分団・二・四分団格納所)							
				3							
防 災 行 政 無 線				公衆電話 (第三・七・八分団格納所)							
				3							
防 災 行 政 無 線				救急用携帯電話 八雲救急～2回線 熊石救急～2回線 落部救急～1回線							
				5							
				タブレット端末 八雲署～5台 熊石署～1台							
防 災 行 政 無 線				衛星電話 (イジカム)							
				3							
防 災 行 政 無 線				職員招集用一斉メールシステム							
				1							
防 災 行 政 無 線				NET119							
				1							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">八雲地域</td> <td rowspan="2">操作卓 (子局)</td> <td rowspan="2">1</td> <td>屋外スピーカー</td> <td>66箇所</td> </tr> <tr> <td>屋内受信機</td> <td>60世帯 (施設)</td> </tr> </table>					八雲地域	操作卓 (子局)	1	屋外スピーカー	66箇所	屋内受信機	60世帯 (施設)
八雲地域	操作卓 (子局)	1	屋外スピーカー	66箇所							
			屋内受信機	60世帯 (施設)							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">熊石地域</td> <td rowspan="2">操作卓 (子局)</td> <td rowspan="2">1</td> <td>屋外スピーカー</td> <td>26箇所</td> </tr> <tr> <td>屋内受信機</td> <td>1,242世帯 (施設)</td> </tr> </table>					熊石地域	操作卓 (子局)	1	屋外スピーカー	26箇所	屋内受信機	1,242世帯 (施設)
熊石地域	操作卓 (子局)	1	屋外スピーカー	26箇所							
			屋内受信機	1,242世帯 (施設)							

資料4-5 水防倉庫・各消防施設における水防資器材の状況

(1) 水防倉庫

■八雲地域

保管場所	土のう用袋	スノーポール	かま	スコップ	ツルハシ	かけや	なた
八雲町車両センター内	枚 800	本 5,000	丁 5	丁 3	丁 5	丁 6	丁 7
保管場所	のこ	一輪車	針金				
八雲町車両センター内	丁 7	台 4	k g 20				

■熊石地域

保管場所	土のう		スコップ	ツルハシ	掛矢	なた	おの
	麻袋	ビニール					
見日水防倉庫	袋 300	袋 1,000	丁 15	丁 1	丁 1	丁 2	丁 3
相沼水防倉庫	袋 0	袋 1,000	丁 6	丁 1	丁 2	丁 2	丁 3
保管場所	縄	木杭	鐵線	しの	鐵線切	ペンチ	くわ
見日水防倉庫	束 3	本 100	k g 20	本 2	1	1	4
相沼水防倉庫	束 4	本 100	k g 10	本 2	1	2	4

(2) 各消防施設

■八雲地域

品名	所在	八雲消防署	東分団格納所	西分団格納所	第一分団格納所	第二分団格納所	第三分団格納所	第四分団格納所
土のう用ビニール袋		400枚	50枚	50枚	100枚	400枚	400枚	400枚
土のう(土入り)		200袋	50袋	50袋	50袋	100袋	100袋	100袋
品名	所在	第五分団格納所	第六分団格納所	第七分団格納所	第八分団格納所			
土のう用ビニール袋		400枚	400枚	400枚	400枚			
土のう(土入り)		100袋	200袋	100袋	100袋			

■熊石地域

品名	所在	熊石消防署	相沼・泊川分遣所	西浜消防機具庫	関内車庫	第四分団格納庫	
						車庫内	倉庫内
土のう用ビニール袋		1,070枚	86枚	50枚	0枚	0枚	0枚
土のう(土入り)		0袋	0袋	0袋	160袋	180袋	30袋

資料4-6 公用負担権限委認証

第 号	公 用 負 担 権 限 委 任 証		
	住 所		
	職 名		
	氏 名		
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について 委任したことを証明します。		
年 月 日	委任者 氏 名	印	
縦 9cm 横 6cm			

資料4-7 公用負担命令票

第 号	公 用 負 担 命 令 票		
	住 所		
	氏 名		
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。			
1. 目的物			
(1) 所在地 (2) 名称 (3) 種類 (又は内容) (4) 数量			
2. 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること)			
年 月 日	命令者 職 氏 名	印	

(日本産業規格 A4 版)

資料4-8 水防活動報告

水防活動実績報告書

年 月 日

作成者

出水の状況										
水防実施箇所										
日時										
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇 所 m 工 法									
	水防の結果	効果 被害	m m	堤防 田 畠	m ² m ²	畠 家	戸 戸	鉄道 道路	m m	人口 人
使用資機材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する自己評価										
備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

○年台風○号における水防活動
(北海道○○町消防団・○年○月○日～○日)

○概要

○○町消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
○/○ ～○/○ 約12時間	○名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動実施箇所
地図

水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
○○川左岸 (○○地先) 堤防巡視	○○川左岸 (○○地先) 積み土のう工
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
○○川右岸 (○○地先) 月の輪工	○○地区の 浸水被害

【5. 情報伝達】

資料5-1 災害情報等報告取扱要領

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機

対策課) に報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災害情報				
報告日時	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフルайн関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難			
		高齢者等避難			
	避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況				
	(5) その他措置の状況				
(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
	市町村職員	名			
	消防職員	名			
	消防団員	名			
	その他(住民等)	名			
	計	名			
その他		(今後の見通し等)			

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報・中間・最終）

					月 日 時 現 在					
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因						
発 信	機関(市町村)名		受 信	機関(市町村)名						
	職・氏名			職・氏名						
	発信日時			受信日時		月 日 時 分				
項目			件数等	被害金額(千円)	項目		件数等			
① 人 的 被 害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		河川	箇所				
	うち災害関連死者				海岸	箇所				
	行方不明	人			砂防設備	箇所				
	重傷	人			地すべり	箇所				
	軽傷	人			急傾斜地	箇所				
	計	人			道路	箇所				
② 住 家 被 害	全壊		⑤ 土 木 被 害		橋梁	箇所				
	棟				小計	箇所				
	世帯				市	河川	箇所			
	人				町	道路	箇所			
	半壊				村	橋梁	箇所			
	棟				工	小計	箇所			
	世帯					港湾	箇所			
	人					漁港	箇所			
	一部破損					下水道	箇所			
	棟					公園	箇所			
	世帯					がけ崩れ	箇所			
	人					計	箇所			
	床上浸水									
	棟									
	世帯									
③ 非 住 家 被 害	床下浸水		⑥ 水 産 被 害							
	棟									
	世帯									
	人									
	計									
	棟									
	世帯									
	人									
	全壊									
	公共建物	棟								
④ 農 業 被 害	その他									
	半壊		⑦ 林 業 被 害							
	公共建物	棟								
	その他	棟								
	計									
	公共建物	棟								
	その他	棟								
④ 農 業 被 害	農地	田	流失・埋没等	林地	箇所					
		ha		治山施設	箇所					
		浸冠水	ha	林道	箇所					
				林産物	箇所					
	畑	ha	流失・埋没等	その他	箇所					
		ha	浸冠水	小計	箇所					
	農作物	田	ha	一般 民 有 林	林地	箇所				
		ha			治山施設	箇所				
	畑	ha	流失・埋没等		林道	箇所				
	ha	浸冠水	林産物		箇所					
			その他		箇所					
			小計		箇所					
	農業用施設				計	箇所				
	共同利用施設									
	営農施設									
	畜産被害									
	その他									
	計									

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)											
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所														
	病院	公立	箇所			公立	箇所													
		個人	箇所			法人	箇所													
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所														
		し尿処理	箇所																	
		火葬場	箇所																	
		計	箇所																	
⑨商工被害	商業	件			⑫社会福祉施設等被害	箇所														
	工業	件				計	箇所													
	その他	件																		
	計	件																		
⑩公立文教施設施設被害	小学校	箇所			⑬その他	箇道不通	箇所		—											
	中学校	箇所				鉄道施設	箇所													
	高校	箇所				被害船舶(漁船除く)	隻													
	その他文教施設	箇所				空港	箇所													
	計	箇所				水道	戸		—											
公共施設被害市町村数			団体			電話	回線		—											
罹災世帯数			世帯			電気	戸		—											
罹災者数			人			ガス	戸		—											
消防職員出動延人数			人			プロック塀等	箇所													
						都市施設	箇所													
災害対策本部の設置状況	被害総額																			
	市町村名		名称			火災発生	建物	件												
							危険物	件												
災害救助法適用市町村名									その他											
									件											
補足資料(※別葉で報告)																				
<input type="radio"/> 災害発生場所 <input type="radio"/> 災害発生年月日 <input type="radio"/> 災害の種類概況 <input type="radio"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意 <input type="radio"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか																				

(別表3 略)

別表4

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	災 害 関 連 死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行 方 不 明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2) (3)を参照</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎とともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
②住家被害	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④農業被害	農地	<p>農地被害は、田畠が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態のもの</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
その他		上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	そ の 他 施 設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑦ 林業被害	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 产 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
その他	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

【6. 避難・輸送】

資料6-1 避難施設

【避難施設の種類】

指定緊急避難場所	災害発生後の一時避難場所として、学校のグラウンド・公園・公共施設などを指定
指定避難所 (指定一般避難所)	災害による家屋の倒壊などで、居住場所を確保できなかつた人たちの収容保護を目的として、物資の運搬・集積・炊事・宿泊などの利便性を考慮した上で、学校・地域会館・公共建築物などを指定
指定福祉避難所	指定一般避難所での共同生活を続けることが困難な高齢者や障がい者、妊産婦などの特別な配慮を必要とされる方が避難する施設

(1) 八雲地域

地区	No.	施設名	住所	海拔 (m)	指定緊急避難場所（災害種別）				指定避難所	
					洪水	土砂	地震	津波	一般	福祉
東町 豊河町 内浦町1区	1	東部生活館	東町42-1	5		○	○		○	
本町10区 富士見町 東雲町 内浦町2区	2	八雲中学校	東雲町31-1	5	○	○			○	
本町4~9区	3	はぴあ八雲	本町110-1	6		○	○		○	
元町 本町1~3区 住初町 末広町	4	八雲小学校	住初町140	6	○	○	○		○	
相生町	5	相生公園	相生町113-2	12				○		
三杉町 緑町	6	三杉町会館	三杉町25-21	13	○	○	○		○	
相生町 出雲町	7	八雲市民センター	出雲町60-13	15	○	○	○	○	○	
宮園町 栄町	8	旧八雲養護学校敷地	宮園町128-1	16				○		
	9	旧国立病院機構八雲病院敷地	宮園町128-1	14				○		
	10	シルバープラザ	栄町13-1	10		○	○		○	
黒岩1区 黒岩6区	11	黒岩中央跨道橋付近	黒岩598-14	39				○		
	12	善通寺	黒岩295	4	○	○			○	
黒岩2~5区	13	黒岩会館	黒岩644-47	4	○	○			○	
	14	中山グラウンド跡地	黒岩279-2	35				○		
	15	大川高台	黒岩712-4	35				○		
山崎1区	16	旧山崎小学校	山崎375	5	○	○	○		○	
山崎2区	17	山崎2区会館	山崎309	16	○	○		○	○	
花浦1区	18	花浦1区会館	花浦387-6	3		○	○		○	
花浦2区	19	花浦山会館	花浦221-1	11	○	○	○	○	○	
立岩	20	立岩会館	立岩309-1	6		○			○	
	21	立岩公園付近	立岩424-1	15				○		
春日	22	春日会館	春日429-3	48	○	○			○	
大新	23	大新会館	大新143	53	○	○	○		○	
鉛川	24	鉛川会館	鉛川24-1	55	○	○	○		○	
上八雲	25	上八雲会館	上八雲296-3	66	○	○	○		○	

地区	No.	施設名	住所	海拔 (m)	指定緊急避難場所 (災害種別)				指定避難所	
					洪水	土砂	地震	津波	一般	福祉
熱田	26	熱田会館	熱田254-2	84	○	○	○		○	
浜松	27	噴火湾パノラマパークパノラマ館	浜松368-8	60				○		
	28	浜松小学校	浜松239	7	○	○	○		○	
山越	29	山越小学校	山越474-2	14	○	○	○	○	○	
野田生	30	野田生小学校	野田生457-2	9	○	○	○	○	○	
桜野	31	赤笹会館	桜野43-3	77	○	○	○		○	
東野	32	東野小学校	東野471	10	○	○	○	○	○	
わらび野	33	わらび野会館	わらび野235	62	○	○			○	
旭丘	34	旭丘会館	旭丘9	58	○	○			○	
	35	旭丘高台	旭丘189	35				○		
落部1~6区 落部8~10区	36	落部中学校	落部347	7	○	○			○	
落部7区 落部11区 入沢	37	落部町民センター	落部879	8	○	○	○		○	
	38	ト印水産地先	落部1139	20				○		
	39	落部公園	入沢360-1	30				○		
下の湯	40	下の湯会館	下の湯95-2	28	○	○			○	
上の湯	41	上の湯会館	上の湯173	65	○	○	○		○	
栄浜	42	栄浜会館	栄浜113	15	○	○	○	○	○	

(2) 熊石地域

地区	No.	施設名	住所	海拔 (m)	指定緊急避難場所 (災害種別)				指定避難所	
					洪水	土砂	地震	津波	一般	福祉
熊石関内町 熊石西浜町	1	高明寺	熊石関内町448	31	○			○	○	
	2	旧関内小学校体育館	熊石関内町75	13	○	○	○	○	○	
	3	稲荷神社	熊石西浜町地内	16				○		
	4	砂山宅横、山道	熊石西浜町45	15				○		
熊石鳴神町	5	熊石小学校	熊石雲石町744	32	○	○	○	○	○	
	6	関村宅裏山道	熊石鳴神町135-1	17				○		
	7	岩藤宅裏山道	熊石鳴神町68	21				○		
熊石雲石町	8	熊石中学校	熊石雲石町492	34	○	○	○	○	○	
	9	ふれあい交流センターくまいし館	熊石雲石町140	30	○	○	○	○	○	
熊石根崎町	10	平井宅横山道	熊石根崎町48	26				○		
熊石畳岩町 熊石平町	11	門昌庵	熊石畠岩町553	12	○			○	○	
	12	畠岩振興会館	熊石畠岩町66-3	11	○		○	○	○	
	13	熊石歴史記念館	熊石平町325-3	59	○	○	○	○	○	
熊石鮎川町 熊石見日町	14	稲荷神社	熊石見日町地内	20				○		
熊石泊川町	15	旧泊川小学校(2階・屋上)	熊石泊川町236	2階 9 屋上 13			○	○	○	
	16	泊川児童館	熊石泊川町136	15	○	○		○	○	
	17	野上宅横、山道	熊石泊川町71	16				○		
	18	飯田宅裏山道	熊石泊川町196	17				○		
	19	大井宅裏山道	熊石泊川町211	17				○		

地区	No.	施設名	住所	海拔 (m)	指定緊急避難場所（災害種別）				指定避難所	
					洪水	土砂	地震	津波	一般	福祉
熊石館平町 熊石相沼町	20	熊石総合センター(2・3階)	熊石館平町111	2階 9 3階 12	○	○	○	○	○	
	21	蓮華寺	熊石館平町22	14	○			○	○	
	22	稻荷神社	熊石館平町地内	12				○		
	23	館平線(パイロット)	熊石館平町・相沼町地内	20				○		
	24	無量寺	熊石相沼町129	20	○			○	○	
	25	相沼2号線配水池(あんば山)	熊石相沼町地内	20				○		
	26	八幡神社	熊石館平町145	20				○		
熊石折戸町	27	折戸旧道線(七曲り付近)	熊石折戸町地内	23				○		
	28	旧熊石第二中学校(2階)	熊石折戸町204-2	12	○	○	○	○	○	
	29	熊石総合支所	熊石根崎116	10	○	○		○		
	30	熊石防災ステーション	熊石鮎川町178	12				○		

資料6-2 警戒区域内の要配慮者利用施設等一覧

(1) 社会福祉施設

No.	施設種別	施設名	住所	災害種別		
				津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域
				対象河川名	現象名	対象区域番号
1	社会福祉施設	共生サロン 八雲シンフォニー	東町273番地	○	遊楽部川	
2	社会福祉施設	支援ハウスきずな I	立岩55番地10	○	遊楽部川	
3	社会福祉施設	支援ハウスきずな II	立岩55番地14	○	遊楽部川	
4	社会福祉施設	グループホームホッピ	東町289番地19	○	遊楽部川	
5	社会福祉施設	グループホームホッピ2	東町289番地4	○	遊楽部川	
6	社会福祉施設	就労支援事業所 うしお	黒岩644番地48	○		
7	社会福祉施設	放課後デイサービスmanā(プラス)	本町125番地62	○		
8	社会福祉施設	放課後デイサービスmanā(うちうら)	内浦町240番地3	○	遊楽部川	
9	社会福祉施設	放課後デイサービスmanā(ふじみ)	富士見町166番地4	○		
10	社会福祉施設	ファイン	東町275	○	遊楽部川	
11	社会福祉施設	社会福祉法人八雲町社会福祉協議会指定八雲デイサービスセンター	栄町13番地1	○	遊楽部川	
12	社会福祉施設	社会福祉法人きずな会グループホームきずな	立岩409番地13		遊楽部川	
13	社会福祉施設	社会福祉法人きずな会グループホームきずな II	立岩55番地36	○	遊楽部川	
14	社会福祉施設	社会福祉法人きずな会グループショートステイきずな	立岩55番地36	○	遊楽部川	
15	社会福祉施設	社会福祉法人グループ高齢者等アパートきずな	立岩55番地10	○	遊楽部川	
16	社会福祉施設	社会福祉法人渓仁会介護老人保健施設コミニティーホーム八雲(通所)	栄町13番地1	○	遊楽部川	
17	社会福祉施設	社会福祉法人渓仁会介護老人保健施設コミニティーホーム八雲(介護)	栄町13番地1	○	遊楽部川	
18	社会福祉施設	社会福祉法人渓仁会介護老人保健施設コミニティーホーム八雲(短期入所)	栄町13番地1	○	遊楽部川	
19	社会福祉施設	社会福祉法人立栄会ケアハウスひまわり	栄町13番地1	○	遊楽部川	
20	社会福祉施設	社会福祉法人立栄会ケアハウスなのはな	栄町13番地1	○	遊楽部川	

(2) 学校等

No.	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	対象河川名
1	小学校	八雲町立落部小学校	落部313	○			
2	小学校	八雲町立浜松小学校	浜松239	○			
3	小学校	八雲町立八雲小学校	住初町140	○			
4	小学校	八雲町立熊石小学校	熊石雲石町744			土石流	I-24-0100 I-24-0110
5	中学校	八雲町立落部中学校	落部347	○			
6	中学校	八雲町立野田生中学校	野田生146-1		野田生川		
7	中学校	八雲町立八雲中学校	東雲町31-1	○			
8	中学校	八雲町立熊石中学校	熊石雲石町492			土石流	I-24-0110
9	保育所	国の子保育園	栄町12-1	○	遊楽部川 砂蘭部川		
10	保育所	なかよし保育園	相生町98	○			
11	幼稚園	認定こども園八雲マリア幼稚園	東町19	○	遊楽部川		
12	幼稚園	八雲幼稚園	末広町132	○			
13	保育所	野田生こばと保育園	野田生160-11	○	野田生川		
14	保育所	八雲総合病院内保育所 たんぽぽ公園	東雲町51-47	○			
15	保育所	八雲町立くまいし保育園	熊石鳴神町218			土石流	I-24-0100
16	放課後児童健全育成事業	学童保育所どんぐりクラブ	東町232	○	遊楽部川		
17	放課後児童健全育成事業	学童保育所わんぱくクラブ	相生町29-5	○			
18	放課後児童健全育成事業	学童保育所さかえっ子クラブ	栄町86-3		砂蘭部川		
19	一時預かり事業	一時預かりクリミ	相生町29-9	○			

(3) 医療施設

No.	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	対象河川名
1	医療施設	八雲総合病院	東雲町50番地	○			
2	医療施設	八雲町国民健康保険病院	熊石雲石町494番地1			急傾斜地 の崩壊	I-24-0110

資料6-3 避難情報発令の判断基準

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

(1) 洪水

① 砂蘭部川、野田追川、相沼内川、見市川

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に検討する)	対象区域
【警戒者等避難レベル3】	<p>1 対象河川の洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	
【警戒避難指示レベル4】	<p>1 野田追川、見市川の水位観測所の水位が一定の水位（7.23m、4.22m）に到達した場合</p> <p>2 対象河川の洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合、又は夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>【砂蘭部川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄町地区 ・春日地区 ・緑町地区 <p>【野田追川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田生地区 ・東野地区 <p>【相沼内川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相沼町地区 ・折戸町地区 ・泉袋町地区
【警戒安全レベル5】	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（発令対象区域は適切に絞り込む。）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防機関等からの報告により把握できた場合）</p>	<p>【見市川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大谷町地区 ・見日町地区 ・鮎川町地区

② 遊楽部川、落部川【水位周知河川】

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に検討する)	対象区域
【警戒レベル3 高齢者等避難】	<p>1 基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>2 基準水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①基準水位観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③基準水位観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	
【警戒レベル4 避難指示】	<p>1 基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>2 基準水位観測所の水位が一定の水位（避難判断水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①基準水位観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③基準水位観測所より上流上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合、又は夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>【遊楽部川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊河町地区 ・東町地区 ・元町地区 ・本町地区 ・立岩地区 ・花浦地区 <p>【落部川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上の湯地区 ・下の湯地区 ・落部地区
【警戒レベル5 緊急安全確保】	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがある場合</p> <p>3 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防機関等からの報告により把握できた場合）</p>	

■基準地点における基準水位

基準水位観測所	観測地点（所在地）	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
遊楽部川	立岩 83 番地 1 地先河川敷	3.29m	4.11m	4.47m	4.47m
落部川	落部 706 番地先河川敷	4.09m	4.40m	5.24m	5.24m

(2) 土砂災害

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域等を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	<p>土砂災害危険度情報において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったmessuと重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>	<p>土砂災害危険度情報において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったmessuと重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>3 土砂災害が発生した場合</p>	<p>土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったmessuと重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>

備考) 土砂災害危険度情報：北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報

(3) 高潮

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1 潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</p> <p>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本町にかかると予想されている、又は台風が本町に接近することが見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	状況に応じて設定する。
【警戒避難指示レベル4】	<p>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</p> <p>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</p>	状況に応じて設定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>2 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>3 異常な越波・越流が発生した場合</p>	状況に応じて設定する。

(4) 津波

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難指示の発令対象区域
避難指示	1 大津波警報が発表された場合	津波災害警戒区域全域（最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
	2 津波警報が発表された場合	
	3 津波注意報が発表され、必要と認めた場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
	4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じ、必要と認めた場合	津波警報等を適時に受けることができない津波災害警戒区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることを考慮する。

※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

資料6-4 道路除雪の現況

(1) 除雪道の状況

(単位: m)

		道路実延長	除雪延長	除雪不能延長	
八雲地域	合 計	518,456	390,779	127,677	
	国 道	52,906	52,906	-	
	道 道	八雲北桧山線 八雲厚沢部線 八雲停車場線 八雲今金線 八雲港線 桜野野田生停車場線 花浦内浦線 落部インター線	26,821 20,580 641 1,088 146 20,729 3,299 237	26,821 20,580 641 1,088 146 15,829 3,299 237	- - - - - 4,900 - -
	道 道	計	73,541	68,641	4,900
	町 道	市街地	402,762	45,333	147,240
	町 道	郡 部		210,189	
熊石地域	合 計	107,270	56,590	50,680	
	国 道	29,712	29,712	-	
	町 道	市街地	77,558	23,681	50,680
	町 道	郡 部		3,197	

注) 令和5年4月1日現在

資料: 建設課、地域振興課

(2) 除雪機械の種別及び数量

(単位: 台)

所有者	種別	ダンプカー	タイヤ ショベル	グレーダー	ロータリー 除雪車	小計	合計
八雲 地域	町 有	2	5	0	3	10	62
	委託業者	3	31			35	
熊石 地域	町 有	1	2		1	4	
	委託業者	6	7		1	14	

注) 令和5年4月1日現在

資料: 建設課、地域振興課

資料6-5 ヘリコプター離着陸可能地点

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地	土地の状況 (m)		備考
		長さ	幅	
八雲小学校グラウンド	八雲町住初町138番地	80	72	指定離陸場（道防災航空室）
落部小学校グラウンド	八雲町落部313番地	124	113	指定離陸場（道防災航空室）
八雲スポーツ公園 「多目的広場」	八雲町大新6番地5	—	—	飛行場外離陸場（北海道警察）

資料6-6 緊急輸送道路

(令和5年4月1日現在)

区分	路線名	区間
第1次	東雲幹線 内浦大新線	東雲町52-10から東雲町51-22 東雲町116-4から三杉町5-2
第2次	落部浜線	落部485-2から落部460
第3次	宮園通線	末広町89から出雲町3-1

資料6-7 町有車両等の現況

(令和5年4月1日現在)

種 別	台数	乗車定員	積載トン数
ダンプカー	4台		10t×2台 6t×1台 4t×1台
バ ス	12台	46人×2台 29人×5台 45人×2台 23人×1台 40人×2台	
トラック (軽トラ含む)	11台	3人×1台 2人×10台	
バン (ハイエース含む)	11台	10人×1台 5人×4台 7人×2台 2人×3台	
乗用車	51台	7人×7台 4人×1台 5人×43台	

【7. 救援・応急復旧・被災者援護等】

資料7-1 救助救出に必要な機械器具等の状況

八雲消防署（令和5年4月1日現在）

品名	数	品名	数
油圧ジャッキ	3	バケット型担架	3
油圧カッター	3	救命索発射銃	1
油圧スプレッダー	3	救助用ブロック	1
手動式油圧ジャッキ	1	救助用縛帶	2
マット型空気ジャッキ	2	救命胴衣	22
ペダルカッター	1	救命浮環	7
エンジンカッター	3	救助用足台	2
チェーンソー	1	空気呼吸器	13
可搬式ウインチ	2	空気ボンベ（FRP39本 ナール25本）	64
かぎ付きはしご	3	ガス検知器	1
二連はしご	3	可燃性ガス測定器	2
三連はしご	4	張力計	1
ワイヤーはしご	1	万能斧	17

熊石消防署（令和5年4月1日現在）

品名	数	品名	数
油圧ジャッキ	1	バケット型担架	1
油圧カッター	1	救助用縛帶	5
油圧スプレッダー	1	救命胴衣	33
手動式油圧ジャッキ	2	救命浮環	2
マット型空気ジャッキ	1	空気呼吸器	6
エンジンカッター	1	空気ボンベ（FRP19本 ナール11本）	30
チェーンソー	1	ガス検知器	1
可搬式ウインチ	1	レスキューウォーター	1
かぎ付きはしご	1	破壊工具（万能斧等）	9
三連はしご	1	救助滑車	6

資料7-2 医療機関

(1) 町内医療機関

(令和5年4月1日現在)

名 称	所在地	診 療 料 目	病床数	電 話
八雲総合病院	八雲町東雲町 50 番地	内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科 リハビリテーション室、麻酔科、歯科、放射線科、泌尿器科、リウマチ科、脳神経外科、循環器内科	358	0137 63-2185
八雲町熊石国民健康保険病院	八雲町熊石雲石町 494 番地 1	内科、外科、小児科、整形外科、婦人科、眼科	99	01398 2-3555
道南勤医協 八雲ユーラップ医院	八雲町末広町 161 番地	内科、消化器科、小児科循環器科、リハビリテーション科		0137 62-2878
まきた循環器内科クリニック	八雲町東町 197 番地 3	内科、循環器科、小児科		0137 62-4711
熊石歯科診療所	八雲町熊石雲石町 151 番地 1	歯科		01398 2-3157
茂木歯科医院	八雲町末広町 39 番地 3	歯科、小児歯科		0137 64-3520
ファミリー歯科	八雲町富士見町 98 番地 1	歯科		0137 64-2722
おとしべ歯科クリニック	八雲町落部 41 番地	歯科		0137 67-2026
はねだ歯科医院	八雲町本町 234 番地	歯科、小児歯科		0137 63-2418
ヤクモ歯科クリニック	八雲町本町 175 番地	歯科、小児歯科、矯正歯科		0137 62-2739

(2) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

圏域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111

② 地域災害拠点病院・DMA T指定医療機関（二次医療圏：北渡島檜山）

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
北渡島檜山	八雲総合病院	八雲町東雲町50番地	01376-3-2185

(3) 緊急告知医療機関（二次医療圏：北渡島檜山）

振興局名	市町村	医療機関名	所在地	連絡先
渡島 総合振興局	八雲町	八雲総合病院	八雲町東雲町50番地	01376-3-2185
		八雲町熊石国民健康 保険病院	八雲町熊石雲石町494番地1	01398-2-3555
	長万部町	長万部町立病院	長万部町字長万部18番地40	01377-2-5611
檜山振興局	せたな町	せたな町立国保病院	せたな町北檜山区北檜山378番地	0137-84-5321
	今金町	今金町国保病院	今金町字今金17番地の2	0137-82-0221

(4) 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	2
第2種	渡島	北渡島檜山	八雲総合病院	八雲町東雲町50番地	4

（備考）指定の考え方

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。
2. 感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

(5) 血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター函館事業所	函館市日乃出町23番8号	0138-56-2211

資料7-3 防疫用資器材

(令和5年4月1日現在)

所在場所	資器材名	数量	所管
八雲町役場	背負式動力ふん霧機	1	八雲町
八雲町役場熊石総合支所	背負式動力ふん霧機	2	〃
八雲保健所	背負式ふん霧機	1	北海道

資料7-4 給水施設の現況

(令和5年4月1日現在)

施設の名称	給水区域	1日最大給水量 (m ³)
大新浄水場	元町、本町、東町、富士見町、東雲町、豊河町、内浦町、住初町、栄町、宮園町、末広町、相生町、三杉町、出雲町、緑町、立岩の一部、花浦の一部、山崎の一部、黒岩の一部	3,618
落部浄水場	落部、入沢、下の湯、栄浜、上の湯の各一部	869
野田生浄水場	旭丘、東野、野田生、山越、浜松、熱田の各一部	623
大新配水池	大新、熱田の各一部	368
黒岩浄水場	黒岩の一部	89
熊石簡易水道	熊石閨内町、熊石西浜町、熊石鳴神町、熊石雲石町、熊石根崎町、熊石畳岩町、熊石平町、熊石鮎川町、熊石見日町、熊石黒岩町、熊石泊川町、熊石館平町、熊石相沼町、熊石折戸町の各一部	1,260
河北浄水場	立岩、花浦、山崎の各一部	217

資料7-5 土木用重機械の所在及び数量等

(令和5年4月1日現在)
(単位:台)

種別 所管	タイヤ ショベル	ダンプ カー	トラック	グレー ダー	除雪 トラック	ロータ リー 除雪車	散水車
八雲町役場	5	3			2	3	
八雲町役場 熊石総合支所		1			1	1	
函館建設管理部 八雲出張所		1			6	4	1
函館開発建設部 八雲道路事務所					5	2	1
函館開発建設部 江差道路事務所 熊石分駐所			2		1	1	

資料7-6 文化財の現況

国・町指定有形文化財一覧表

(令和5年4月1日現在)

指定区分	名 称	所在地	指定年月日
国指定有形文化財	コタン温泉遺跡出土品	末広町 154 番地 (郷土資料館)	平成 9. 6. 30
道指定有形文化財	木造地蔵菩薩立像	熊石根崎町 389 番地 (法蔵寺)	昭和 63. 9. 10
	熊石の山海漁獵供養塔		昭和 60. 3. 30
	無量寺寛保津波の碑	熊石相沼町 129 番地 (無量寺)	平成 13. 3. 30
	赤彩注口土器	末広町 154 (郷土資料館)	平成 19. 3. 20
町指定有形文化財	新刻日本輿地路程全図	末広町 154 番地 (郷土資料館)	昭和 44. 9. 18
	重訂萬国全図		
	刀		
	甕形土器		
	根崎神社円空彫像	熊石根崎町 114 番地 (根崎神社)	昭和 54. 12. 25
	北山神社円空彫像	熊石泊川町 (北山神社)	昭和 54. 12. 25
	板状土偶	熊石平町 325 番地 (熊石歴史記念館)	昭和 54. 12. 25
	門昌庵開山柏巖和尚三脈	熊石畳岩町 553 番地 (門昌庵)	昭和 54. 12. 25
	無量寺過去帳	熊石相沼町 129 番地 (無量寺)	昭和 54. 12. 25
	木喰作薬師如来立像	熊石泊川町 765 番地 (薬師寺)	平成 2. 1. 17
	木喰作子安地蔵立像		
	円空作来迎觀音座像	熊石相沼町 (相沼八幡神社)	平成 2. 1. 17
町指定有形民俗文化財	家庭用澱粉製造器	末広町 154 番地 (郷土資料館)	昭和 44. 9. 18
	いも切り		昭和 44. 9. 18
	鯨の骨		昭和 44. 9. 18
	木喰行道作日本廻国共養碑	熊石根崎町 389 番地 (法蔵寺)	平成 2. 1. 17
町指定民俗無形文化財	相沼奴	熊石相沼 (相沼奴保存会)	昭和 54. 12. 25
史 跡	山越内関所跡	山越 206 番地	昭和 45. 3. 19
	徳川農場事務所跡	宮園町 128 番地	昭和 45. 3. 19
	竹内農場事務所跡	浜松 168 番地 1 (竹内宣幸)	昭和 45. 3. 19
名 勝	梅村庭園	末広町 151 番地	昭和 58. 5. 9
天 然 記 念 物	御所の松と碑	落部 332 番地 (落部八幡宮)	昭和 45. 3. 19
	奇岩黒岩	熊石雲石町	平成 2. 1. 17

【8. 災害時協定】

資料8-1 災害時における協定締結一覧

(令和5年4月1日現在)

No.	協定名	締結先	締結年月日	締結内容
1	北海道広域消防相互応援協定	北海道・道内市・町及び消防の一部事務組合	H6. 8. 1	消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊、航空隊による相互応援
2-1	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道・北海道市長会・北海道町村会	H20. 6. 10	情報交換・物資提供・職員の派遣等
2-2	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目	北海道・北海道市長会・北海道町村会	H20. 6. 10	情報交換・物資提供・職員の派遣等
3	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道知事・道内消防本部	H8. 6. 25	消防防災ヘリコプターによる応援
4	八雲町における災害時の協力体制に関する実施協定	(協)八雲建設業協会	H18. 8. 11	被害情報共有・災害応急対策等
5	八雲町における災害時の協力体制に関する実施協定	(協)北渡島建設業協会	H18. 8. 11	被害情報共有・災害応急対策等
6	八雲町における災害時の協力体制に関する実施協定	熊石建設業協会	H19. 5. 1	被害情報共有・災害応急対策等
7	水道施設災害応急対策業務に関する協定	八雲管工事事業協同組合	H21. 9. 1	水道施設の災害応急復旧・給水活動等
8	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H21. 9. 29	自販機の電光掲示板利用・災害時の自販機内の飲料水を無償提供等
9	災害時における遺体搬送等に関する協定	社団法人 全国靈柩自動車協会	H22. 3. 29	災害時の遺体に関する作業の役務と搬送等
10	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局長	H22. 5. 28	土木施設の被害調査・二次災害防止の応急措置等
11	災害時におけるL Pガス供給の協力に関する協定	(社)北海道エルピーガス協会道南支部	H22. 6. 30	エルピーガス供給・ガス関連資機材の供給等
12	災害等の発生時における八雲町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 6. 30	復旧工事・簡易コンロの手配・大規模火災現場からL Pガス設備の撤去等
13	八雲町における災害状況時の情報連絡に関する実施協定	やくも防災情報協力会(5社加入)	H22. 12. 15	町へ災害情報提供等
14	八雲町における災害時の協力体制に関する実施協定	函館地方電気工事協同組合八雲支部	H22. 12. 20	公共施設の電気設備等の応急復旧等
15	災害時協力協定	一般財団法人 北海道電気保安協会	H23. 4. 15	公共施設の電力復旧に関する調査等

No.	協定名	締 結 先	締結年月日	締 結 内 容
16	小牧市及び八雲町災害時相互応援協定	愛知県小牧市	H23. 7. 1	物資の提供・職員の派遣・要請のあった事項等
17	北渡島・檜山北部4町 災害時相互応援に関する協定	長万部町・今金町・せたな町	H24. 2. 27	物資の提供・職員の派遣・避難所の提供等
18	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	函館地方石油業協同組合	H24. 5. 14	災害対策上重要な施設や緊急車両等への優先的供給等
19	災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリーフーズ株式会社	H24. 9. 25	災害時の自販機内飲料水及び備蓄用飲料水の無償提供
20	災害時における機器の提供に関する協定	株式会社カナモト	H24. 9. 27	仮設トイレや発電機、暖房器具等機器の優先提供
21	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	八雲ホテル旅館組合	H24. 10. 25	宿泊施設としての客室の提供、入浴施設の利用、弁当等の提供
22	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社レンテム北桧山営業所	H25. 3. 21	発電機、ストーブ、仮設トイレ等機材の優先提供
23	大規模災害時等における連携に関する協定	長万部町・八雲町・今金町・せたな町・陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊	H25. 6. 24	情報等の共有・連携災害応急対策等
24	災害発生時における八雲町と八雲町内郵便局の協力に関する協定	八雲町内郵便局	H26. 3. 28	車両の提供、広報活動、郵便業務に係る事務取扱い及び援護対策、情報の共有等
25	災害時における応急対策の協力に関する協定	三和シャッター工業(株)	H26. 10. 7	公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理
26	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	(一社)函館地区トラック協会	H26. 11. 4	緊急輸送等
27	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H28. 10. 21	物資の提供等
28	津波緊急避難に関する協定書	東日本高速道路株式会社北海道支社室蘭管理事務所	H29. 4. 14	津波からの避難のための緊急使用
29	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	株式会社サッポロドラッグストアー	H30. 5. 18	物資の提供等
30	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人	H30. 7. 9	福祉避難所の設置運営
31	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	合同容器株式会社	R1. 12. 13	避難所への段ボール製簡易ベッド、間仕切り等の提供
32	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R3. 2. 28	災害に係る情報発信等

No.	協定名	締 結 先	締結年月日	締 結 内 容
33	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社・ 北海道電力ネットワーク株式会社	R3. 12. 1	応急対策に係る作業場所・資機材・人員等の相互協力、停電等に関する情報の共有等
34	災害時における支援協力に関する協定	イオン北海道株式会社	R3. 12. 1	物資の提供等
35	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	R5. 3. 17	地図製品等の供給及び利用、情報交換等
36	災害時における支援協力に関する協定書	日本フードパッカー 株式会社道南工場	R5. 5. 25	物資の提供等
37	無人航空機（ドローン）による搜索に関する協定	八雲警察署	R5. 8. 22	山岳遭難時等における無人航空機（ドローン）による搜索の協力
38	応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	(一社) 日本ムービングハウス協会	R5. 12. 25	応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設の協力

資料8-2 協定書

協定 1

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次とおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑にするため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 応援要請

ア 第 1 要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

（2）航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては、要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

（1）応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

（2）車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したもの）を除く。）

（3）車両及び機械器具の修理費

（4）消耗品の補充費（現地で調達したもの）を除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、第2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

（1）土地、建物、工作物等に対する損害賠償

（2）一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

別表

地 域	構 成 市 町 等
道 西 地 域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、土別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帶広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

協定 2-1

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （2）被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- （3）避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- （4）避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- （5）被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- （6）前各号に定めるものほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- （2）第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- （3）第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- （3）第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- （4）第2条第4号に掲げる職員の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるものほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

協定 2-2

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあっては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 20 年 6 月 10 日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

協定 3

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めるに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に用いる資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の協定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度知事と市町等が協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

以下道内72消防本部の長が記名押印

協定 4

八雲町における災害時の協力体制に関する実施協定

八雲町（以下「甲」という。）と協同組合八雲建設協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、八雲町民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、八雲町の防災計画に基づき、八雲町が要請する公共施設等の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と災害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）災害応急対策に係る業務対応
- （6）その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1項第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

2 乙は、第2条第1項第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請をするものとする。

2 甲は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、八雲町の関係規定に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の契約等との関係）

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、締結の日から、平成19年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年年度更新するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年8月11日

甲 八雲町長
乙 協同組合
八雲建設協会理事長

協定 5

八雲町における災害時の協力体制に関する実施協定

八雲町（以下「甲」という。）と協同組合北渡島建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、八雲町民の生命、身体及び財産を守るために連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、八雲町の防災計画に基づき、八雲町が要請する公共施設等の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と災害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）災害応急対策に係る業務対応
- （6）その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1項第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

2 乙は、第2条第1項第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請をするものとする。

2 甲は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、八雲町の関係規定に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の契約等との関係）

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、締結の日から、平成19年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年年度更新するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年8月11日

甲 八雲町長

乙 協同組合
北渡島建設業協会理事長

協定 6

八雲町における災害時の協力体制に関する実施協定

八雲町（以下「甲」という。）と熊石建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、八雲町民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、八雲町の防災計画に基づき、八雲町が要請する公共施設等の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と災害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）災害応急対策に係る業務対応
- （6）その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1項第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

2 乙は、第2条第1項第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請をするものとする。

2 甲は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、八雲町の関係規定に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の契約等との関係）

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、締結の日から、平成20年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年年度更新するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年5月1日

甲 八雲町長

乙 熊石建設業協会会长

協定 7

水道施設災害応急対策業務に関する協定

八雲町（以下「甲」という。）と八雲管工事事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震により生ずる災害、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、八雲町民の飲料水の確保及び水道施設の応急措置等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において八雲町地域防災計画に基づき、甲が要請する水道施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と水道施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するために応急措置（以下「災害対策業務」という。）を実施する必要があると認めるときは、乙に対し文書又は口頭をもって協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請の業務は、次のとおりとする。

- （1）甲の管理する水道施設の災害状況の把握に係る業務
- （2）災害応急復旧に係る業務
- （3）給水活動に係る業務
- （4）その他甲が必要と認める応急措置等

3 本条第1項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況によりやむを得ないと認める場合には、乙の組合員に直接災害応急復旧等の協力要請をすることができる。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の要請があった場合は、直ちに組合員に対しその旨を通知し協力体制を整えるものとする。

（業務の実施）

第4条 組合員は、速やかに必要な資機材、人員等を出動させ甲の職員の指示に従い災害対策業務に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の要請に基づいて実施する災害応急復旧の費用は、八雲町の関係規定に基づき積算し、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第6条 乙が実施した第2条の業務に従事した者が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員が使用者責任において行うものとする。

（実施細則）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項について甲乙協議し別に定める。

（協定期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない限り、期間満了の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年9月1日

甲 八雲町長

乙 八雲管工事業協同組合理事長

協定 8

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

（1）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。

（2）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名 称	電話番号
八雲町総務課	代 0137-62-2111
八雲町 夜警員室（夜間・休日）	代 0137-62-2111

（乙の連絡先の表示）

名 称	電話番号
八雲営業所（代表）	0146-42-2466
八雲営業所（衛星携帯）	090-6690-0858
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

（守秘義務）

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

（1）開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

（2）開示又は知得の際、自己が所有していたもの

(3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年9月29日

甲 二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

協定 9

災害時における遺体搬送等に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と社団法人全国靈柩自動車協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な災害等により、多数の死者が発生した場合に、甲と乙が相互に協力して遺体搬送等を迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）靈柩自動車等による遺体搬送
- （2）遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （3）その他、遺体搬送等に必要な事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行った者の職名及び担当者氏名
- （2）要請の日時
- （3）要請の理由
- （4）要請の内容
- （5）要請の場所
- （6）協力を要請する期間
- （7）その他、要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の規定による協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体搬送等に要した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- （2）遺体搬送の回数及び搬送した遺体数
- （3）その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものと

する。

(経費の決定)

第9条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

(1) 甲 八雲町 総務課長

(2) 乙 (社)全国靈柩自動車協会北海道支部連合会 函館支部長

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成23年3月31日までとする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月29日

甲 北海道二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長

乙 東京都新宿区四谷3丁目2-5
社団法人 全国靈柩自動車協会会长

協定 10

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、八雲町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- （1）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- （2）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
- （3）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）土木施設等の被害状況の把握
- （2）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- （3）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月28日から適用するものとする。

平成22年5月28日

甲 北海道開発局長

乙 八雲町長

協定 11

災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と社団法人北海道エルピーガス協会道南支部（以下「乙」という。）とは、災害時における地域住民に必要なエルピーガス供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道エルピーガス災害対策協議会規約に基づき、地震、津波等の大規模な自然災害が発生し、又は同等の影響がある災害が発生した場合、又恐れのある場合（以下「災害時」という。）は、甲と乙が相互に協力して災害時におけるエルピーガス等の供給を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定め地域住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 甲は、災害時において、エルピーガス供給等を必要とする時は、乙に対して供給等の協力を要請することができる。

2 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとし、災害時に乙の可能な範囲において供給及び搬入を行うものとする。

- (1) エルピーガスの供給
- (2) エルピーガスを燃料として使用するために必要な関連機器
- (3) その他、甲が必要とする資機材

（要請方法）

第3条 甲は、業務を要請する場合に別記様式第1号の「災害時業務協力要請書」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

2 前項による要請書の提出が困難な場合、口頭で要請ができるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の引渡等）

第4条 物資の引渡は、要請書又は要請書の提出が困難な場合は口頭で甲が指定する場所において行うものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、業務を完了した場合に別記様式第2号の「災害時業務協力実施報告書」（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書に甲の指示する資料を添付させることができるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給したエルピーガス等の経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時等の直前における通常時の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法によるものとし、請求後速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定する。

（情報の提供）

第8条 乙は、甲に対しエルピーガス等の在庫保有量及び調達見通しについて、甲の求めに応じ情報を提供するものとする。

2 甲は、災害時において、乙が保有するエルピーガス等搬入のため必要な緊急輸送道路等の道路状況の情報提供を行うものとする。

3 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、この協定の有効期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対し、なんら意思表示がないときは、有効期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成22年6月30日

甲 二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長

乙 函館市日吉町3丁目20番34号
(社) 北海道エルピーガス協会
道南支部 支部長

協定 12

災害等の発生時における八雲町と北海道エルピーガス 災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定

八雲町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、八雲町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動支援を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPGガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所等へのLPGガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPGガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPGガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動支援の要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する八雲町災害対策本部会議、八雲町国民保護対策本部会議若しくは、防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、
その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(緊急用エルピーガス等の供給)

第10条 甲の要請によるエルピーガス等の供給は、「災害時におけるLPGガス供給の協力に関する協定
書」により、別途協定を締結するものとする。

(防災意識の向上等)

第11条 乙は、その協議会活動を通じて、LPGガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほ
か、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して
必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終
了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成22年6月30日

甲 二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長

乙 函館市日吉町3丁目20番34号
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長

協定 13

八雲町における災害状況時の情報連絡に関する実施協定

八雲町（以下「甲」という。）とやくも防災情報協力会（以下「乙」という。）とは、八雲町において災害の発見又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における八雲町民の生命、身体及び財産を守るために災害状況の連絡及び対応の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、八雲町の防災計画に基づき八雲町が実施する応急復旧等を迅速かつ円滑に進めるため、八雲町へ情報提供し、災害の防止と災害の拡大防ぐことを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）被害状況の把握に係る業務対応
- （3）その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1項第1号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

2 前項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月までに行うものとする。

ただし、情報連絡網に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第2号ないし第3号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭をもって要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、八雲町の関係規定に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の契約等との関係）

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定に基づく応援を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成23年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年年度更新するものとする。

（細目協定）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこ

れを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年12月15日

甲 八雲町長

乙 やくも防災情報協力会
代表者
東陽建設株式会社
代表取締役社長

協定 14

八雲町における災害時の協力体制に関する実施協定

八雲町（以下「甲」という。）と函館地方電気工事協同組合八雲支部（以下「乙」という。）とは、電気施設における災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、八雲町民の生命、身体及び財産を守るために連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、八雲町の防災計画に基づき、八雲町が要請する公共施設等の電気設備等の応急復旧等を迅速かつ円滑に進め、災害の拡大防止と災害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況及び必要な資格の保有者の報告
- （4）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）災害応急対策に係る業務
- （6）その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1項第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

2 乙は、第2条第1項第3号に規定する会員の資機材の保有状況、業務に必要な資格の保有者について把握し、甲に報告するものとする。

3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請をするものとする。

2 甲は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、八雲町の関係規定に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の契約等との関係）

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、締結の日から、平成23年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年年度更新するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年12月20日

甲 八雲町長

乙 函館地方電気工事協同組合
八雲支部長

災害時協力協定書

八雲町（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八雲町において自然災害や重大事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、八雲町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

（協定の有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日の 30 日前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年4月15日

二海郡八雲町住初町138番地

甲 八雲町
八雲町長

札幌市西区発寒6条12丁目6番11号

乙 一般財団法人 北海道電気保安協会
理事長

小牧市及び八雲町災害時相互応援協定書

小牧市と八雲町は、友好都市の精神に基づき、大規模な災害が発生した場合において、被災した小牧市又は八雲町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な機材及び車両の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び車両の提供
- (3) 協定に基づき実施する応援の実施に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (5) 災害援助ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるものほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第2条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるものほか、必要な事項

(応援活動の実施)

第3条 応援要請を受けた小牧市又は八雲町は、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

2 応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援活動を実施するものとする。

3 応援要請を受けた小牧市又は八雲町が応援活動を実施できない場合は、当該要請をした小牧市又は八雲町に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第4条 応援活動に従事する応援側の小牧市又は八雲町（以下「応援自治体」という。）の職員は、被応援側の小牧市又は八雲町（以下「被応援自治体」という。）の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1条第1号、第2号及び第4号に規定する物資、機材、車両及び施設の提供に要する経費は、被応援自治体が負担する。
 - (2) 第1条第3号の規定による職員の派遣に要する経費は、応援自治体が負担する。
 - (3) 前2号に掲げるものほか、応援活動において必要な経費は、原則として被応援自治体が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、その都度、小牧市及び八雲町で協議して決定するものとする。

(災害補償等)

第6条 第1条第3号の規定により派遣した職員（以下「派遣職員」という。）が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援側自治体が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中において生じたものについては被応援側自治体が賠償する。ただし、被応援側自治体への往復途中において生じたものについては応援側自治体が賠償する。

（連絡体制）

第7条 協定に基づき、速やかに応援の手続を行うため、小牧市及び八雲町に連絡責任者を置き、次に掲げる者を充てる。

- （1）小牧市消防本部防災課長
- （2）八雲町総務課長

（受入体制）

第8条 小牧市及び八雲町は、被災者、救援物資及び派遣職員を受け入れるための場所及び施設を相互に提供するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に關し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 愛知県小牧市堀の内1丁目1番地
小牧市
代表者 小牧市長

乙 北海道二海郡八雲町住初町138番地
八雲町
代表者 八雲町長

北渡島・檜山北部4町 災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長万部町、八雲町、今金町及びせたな町（以下「協定町」という。）の、いずれかの町域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた町（以下「被災町」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災町が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 一時避難に関する避難所等の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 被災町は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災町から前条の要請がない場合、応援しようとする協定町は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定町は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合は、協定町の友愛精神のもとに行うものであり、被災町から前条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被災町の町長の指揮のもとに活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災町の負担とする。

- 2 被災町が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ被災町から申し出があった場合には、応援を要請された町は、一時立替支弁するものとする。
- 3 応援のため派遣された職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援を要請された協定町が賠償の責めに任ずる。
- 4 応援のため派遣された職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を要請された協定町の負担とする。

5 応援のため派遣された職員の人物費、旅費及び諸手当、派遣職員自ら消費又は使用する物資等の経費については、応援を要請された協定町の負担とする。

6 一時避難者の受入れ施設提供に関する経費については、応援を要請された協定町の負担とする。
(連絡担当部局)

第7条 協定町は、あらかじめ相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、必要に応じ連絡会を開催するなど、災害対策に係る情報を隨時交換し、災害対策について研究するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、協定町が既に締結している他の協定を排除するものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年2月26日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、町長署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年2月27日

長万部町長

八雲町長

今金町長

せたな町長

協定 18

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と函館地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、八雲町内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

（1）甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油

（2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供

（3）乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等

（4）乙等が給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供

（5）乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供

（6）乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（報告手続）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第8条 乙が実施した第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、乙等が使用者責任において補償を行うものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、乙に対し乙等の災害に関する研修等この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について協力するものとする。

3 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道の定める「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年5月14日

甲 二海郡八雲町住初町138番地
八雲町
八雲町長

乙 函館市大手町5番10号 ニチロビル322号
函館地方石油業協同組合
理事長

災害時における飲料の提供等に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的・協力内容）

第1条 災害時における飲料の提供、災害時用備蓄飲料の提供など、市民の安心・安全を確保することを目的とし、乙は次の内容について甲に協力をするものとする。

- （1）緊急時飲料提供自動販売機（以下「自販機」という。）の設置による自動販売機内在庫飲料の無償提供。
- （2）災害時備蓄用飲料水（天然水 南アルプス 2 L ペット）120 本の無償提供。

※緊急連絡先 (011) 746-3701 サントリーフーズ(株)業務課長 他連絡先別紙添付

（協力内容の詳細に関する事項）

第2条 前項の（1）に規程する自販機については、別途利用細則を定めるものとする。前項の（2）に規程する災害時備蓄用飲料水については、賞味期間が 24 ヶ月であることから、賞味期限内において使用されなかった場合は、乙が無償交換するものとする。

（緊急時飲料提供自動販売機の管理）

第3条 甲は、設置された自販機の保全に協力する。乙は、以下のとおり自販機による商品販売業務を行い、商品の搬入その他で甲の通常業務に支障を与えないように努める。

- （1）自販機の設置、撤去及び保全・補修等の管理
- （2）自販機で販売する商品の数量・品質等の管理、自販機への補充
- （3）自販機内部にある売上代金・釣銭の管理
- （4）自販機の故障・品切れ等で連絡があった場合の速やかなる対処

乙は、この協定における自販機管理、自販機を使用した商品販売等の業務を乙の任意に指定した業者に代行させることができ、甲はこれを了承するものとする。

（緊急時飲料提供自動販売機の設置場所）

第4条 緊急時飲料提供自動販売機の設置場所は、詳細別紙添付とする。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙から協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

2012年9月25日

甲 二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役

協定 20

災害時における機器の提供に関する協定

八雲町（以下「甲」という。）と株式会社カナモト八雲営業所（以下「乙」という。）は、地震、風水害、火災、その他の大規模な事故等による災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、機械及び器具（以下「機器」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、八雲町地域防災計画に基づき、八雲町が実施する応急対策を円滑に進め、災害の拡大防止と町の機能の早期復旧を図るために必要とする乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に機器の調達が必要となった場合は、乙に次の事項を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話またはその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）借受の期間
- （2）借受の場所
- （3）借受の内容及び数量
- （4）その他必要な事項

（協力の内容）

第3条 乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたときは、保有する機器について、乙の営業に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに協力するものとする。

2 前項の協力についての機器の種類は次のとおりとし、災害時において乙の可能な範囲で協力する。

- （1）仮設ハウス、トイレ
- （2）移動式暖房器具
- （3）発電機
- （4）その他甲が指定する機器

（車両優先通行の確保）

第4条 甲は、災害時において乙が機器を配送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定による機器の賃借の費用は、甲が負担するものとする。

（賃借料等）

第6条 乙が甲に貸し出した機器の賃借料は、災害発生時直前における適正な料金を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙は、第3条の規定により機器を貸し出したときは、前項に規定する価格によりその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、前条の規定により乙から代金の請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（引渡し）

第8条 機器の設置場所は、甲の指定する場所とし、甲の職員が確認の上引き取るものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、協力要請の手続きを円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

（協定の有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間、この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項または協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 9 月 27 日

甲 二海郡八雲町住初町 138 番地
八雲町長

乙 二海郡八雲町浜松 201 番 6 号
株式会社カナモト 八雲営業所所長

協定 21

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

八雲町（以下「甲」という。）と八雲ホテル旅館組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時の応援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八雲町内で大規模な災害が発生した場合、又は甲の災害時相互応援協定市町等から応援要請が甲にあった場合に、甲と乙とが相互に協力して災害時の生活の早期安定を図るため、町内で旅館業又はホテル業を営む事業者の団体である乙が、宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者等の宿泊施設としての客室の提供
- （2）被災者等に対する入浴施設の提供
- （3）被災者等に対する仕出し弁当等の提供
- （4）前3号に定めるものほか、特に必要があると認めるもの

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、可能な限り協力をするものとする。

（費用弁償）

第5条 第2条の規定による乙の協力に係る費用については、実費弁償を原則として、甲が負担する。

（災害補償）

第6条 第2条の規定による乙の協力に対し、乙の組合員及び従業員が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、甲がその損害を補償する。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（協議）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月25日

甲 二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長

乙 二海郡八雲町本町110番地
八雲ホテル旅館組合
組合長

協定 22

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

八雲町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム北桧山営業所（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、八雲町区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続は、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提供するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による行から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定に定めない事項）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月21日

甲 八雲町長

乙 株式会社共成レンテム北桧山営業所
所長

大規模災害時等における連携に関する協定書

平成 24 年 2 月 27 日付をもって北渡島・檜山北部 4 町災害時相互応援協定を締結した長万部町、八雲町、今金町及びせたな町の各町（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第 11 旅団第 28 普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。）に際し、連携し迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実）

第 1 条 甲及び乙は、災害に係る情報の連絡及び共有を円滑にするため、複数の情報連絡手段を確保するとともに、平素から情報連絡体制の充実を図るものとする。

（資料等の共有）

第 2 条 甲及び乙は、応急対策活動が円滑に行われるよう、災害に関する計画及び災害応急対策資機材保管状況等の関係資料を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を聴取するなど連携を図るものとする。

（防災訓練、会議等への参加等）

第 3 条 甲及び乙は、甲又は乙が主催する災害に関する防災訓練、会議等に積極的に参加するものとする。

2 甲及び乙は、防災訓練等の実施においては、効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じ災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

（災害の発生する恐れがある場合の対応）

第 4 条 甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の態勢状況等の情報を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により情報を受けた乙は、必要に応じ甲の設置する警戒本部等に連絡幹部を派遣するものとする。

3 甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を必要とする場合は、あらかじめ乙に対し災害派遣を必要とする情報等の提供を行うものとする。

4 前項の規定により情報を受けた乙は、円滑に災害応急対策を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。

5 何らかの理由により、第 1 項の規定による連絡を甲が行うことができない場合は、乙の判断により連絡幹部を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

（災害発生時における連絡調整所）

第 5 条 甲は、災害発生により自衛隊による災害派遣が行われる場合は、情報等の共有を図るとともに、適切な災害応急対策を行うため、乙が設置する連絡調整所を甲の庁舎又は敷地内に設置できるよう配慮するものとする。

（活動拠点の設置）

第 6 条 甲は、乙が災害応急対策のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

（費用弁償等）

第 7 条 北海道の災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

（1）災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用等

（2）災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令によるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年6月24日

長万部町長
八雲町長
今金町長
せたな町長
陸上自衛隊 第11旅団
第28普通科連隊長

協定 24

災害発生時における八雲町と八雲町内郵便局の協力に関する協定

北海道 八雲町（以下「甲」という。）と八雲町内郵便局（以下「乙」という。）は、八雲町内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、八雲町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意のうえで作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 八雲町総務課長

乙 八雲郵便局長

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 住所 八雲町住初町138番地
代表 八雲町長

乙 住所 八雲町本町265番地1
八雲町内郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長

災害時における応急対策の協力に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と三和シャッター工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

この協定は、甲と乙の北海道地区事業部との間に適用する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲及び乙の応急対策活動の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において乙に対し公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理（以下「本件業務」という。）について協力要請をすることができる。

2 甲は、前項の規定により本件業務を要請するときは、応急対策要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができる。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、必要に応じて本件業務の従事者の安全確保等について甲と協議の上、可能な限り適切な措置をとるとともに、その措置結果を応急対策報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り乙の営業時間外においてもこれに応じるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第4条 本件業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を連絡担当者確認書（第3号様式）により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担及び価格の決定）

第5条 乙が実施した本件業務に要した費用は次のとおりとする。

- (1) 緊急点検における費用については、無償とする。
- (2) 緊急修理における費用については甲が負担するものとし、当該価格については災害発生直前ににおける適正な費用を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。
- (3) 本件業務の結果、部品交換、製品交換等が必要とされる場合の費用については甲が負担するものとし、当該費用については災害発生直前ににおける適正な費用を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第6条 第2条第1項の規定に基づき、本件業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は本件業務の危険度等を勘案し、甲乙協議のうえ、対処する。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。但し、期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による変更、解約の申し出のないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(専属的合意管轄)

第9条 この協定に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(反社会的勢力との取引排除)

第10条 乙は、甲に対し、この協定の締結時において、自己（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合は、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合は、何らの催告なしに、この協定の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲が前項の規定によりこの協定を解除した場合は、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年10月7日

甲 北海道二海郡八雲町住初町138
八雲町
八雲町長

乙 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1-26
三和シャッター工業株式会社
北海道地区事業部長

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

八雲町（以下「甲」という。）と一般社団法人函館地区トラック協会（以下「乙」という。）は、次とのおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次の各号のとおりとする。

- （1）被災者支援に必要な生活必需品等の輸送
- （2）災害応急対策に必要な資機材等の輸送
- （3）その他甲が必要と認めた業務

（要請の実施）

第4条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（業務遂行への配慮）

第5条 甲は、乙が第3条における業務を行う際には、災害対策に使用する車両として通行できるよう配慮するものとする。

2 甲は、輸送に支障を来さないよう、関係機関と連携を図り安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（要請の手続）

第6条 甲は、業務を要請する場合、別記第1号様式の「災害時業務協力要請書」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

2 前項による要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第7条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。

- （1）地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。
- （2）業務の実施にあたっては、法令遵守および個人情報保護を徹底すること。
- （3）業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲の指示を仰ぐこと。

（業務報告）

第8条 乙は、業務が完了した場合、別記第2号様式の「災害時協力業務実施報告書」（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 前項による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

（費用負担等）

第9条 乙が実施した第3条の業務にかかる費用は、甲が負担するものとし、それ以外の要請に基づかない業務にかかる費用は、乙が負担する。

2 甲が負担する費用の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲、乙協議して決定する。

3 甲が負担する費用の請求および支払いの手続きは、甲が定める方法により、速やかに行うものとす

る。

(事故等)

第 10 条 乙が使用する車両が故障、その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換し、その運行を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、輸送に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。
(体制の構築)

第 11 条 乙は、甲が要請する業務を、迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から、業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について、次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 非常時の連絡網
- (2) 非常時の人員体制
- (3) 業務の実施に必要な車両の保有状況
- (4) 業務の実施に必要な資格（運転免許等）の保有者
- (5) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、構築された体制がさらに強化されるよう、訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第 12 条 乙は、業務を迅速かつ円滑に実施するためには、地域住民との密接な連携、情報共有、信頼関係の醸成が重要であることを認識し、平常時においては、甲および自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動へ積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第 13 条 乙が実施した第 3 条の業務により、自らの責任に帰する理由により甲、および第三者に損害を与えた時は、乙はその賠償の責任を負うものとする。

2 甲および第三者に与えた損害の起因が明らかに災害による場合においては、甲が負担するものとする。

3 責任の所在が不明確な場合においては、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第 14 条 乙が実施した第 3 条の業務に従事した者が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第 15 条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては八雲町総務課長、乙においては一般社団法人函館地区トラック協会専務理事とする。

(配慮事項)

第 16 条 乙は、甲からの要請業務の実施に支障がない範囲で、地域住民および自主防災組織等と連携して、災害等に関する情報の収集および提供、救助救出活動、初期消火活動、避難誘導などの実施に努めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとし、有効期間満了の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 18 条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 26 年 11 月 4 日

甲 八雲町

八雲町長

乙　函館市西桔梗町 555 番地 32
一般社団法人函館地区トラック協会 会長

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定

八雲町（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、八雲町区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、消費生活の安定及び物資の供給等に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品等の供給についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、物資供給に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に物資供給に関する要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、保有商品の供給に対する協力等について積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他乙が供給可能な甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に物資を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が供給した物資に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における店頭価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の供給及び運搬を終了した後、費用を甲に一括請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両を、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（協定に定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月21日

甲 北海道二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長 岩村克詔

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋一樹

協定 28

津波緊急避難に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社北海道支社室蘭管理事務所（以下「乙」という。）は、津波襲来時に乙が管理する高速道路区域の一部を甲が緊急避難時に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八雲町へ津波が襲来したときに、乙が管理する高速道路区域の一部を八雲町黒岩地区の住民等（八雲町津波避難計画において「黒岩中央跨道橋付近」を避難場所に指定された住民等。以下「地域住民等」という。）が緊急避難時に使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用区域）

第2条 甲が緊急避難時に使用できる高速道路区域の範囲（以下「使用区域」という。）は、次のとおりとする。

名 称	道央自動車道 上り S212.3 K P
所 在 地	北海道二海郡八雲町黒岩 598-2、598-8
面 積	約 12m ²
使用範囲	立入防止柵扉部から点検階段及び甲の避難用車両停車位置まで。

（使用条件）

第3条 甲が使用区域として緊急避難時に使用できる条件は、次のとおりとする。

- 1 甲が地域住民等に津波による避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令した場合において、一般国道等の通行止により、他の避難場所に移動することが困難であること。
- 2 高速道路が、上記1の避難勧告を受け、通行止めとなっていること。
- 3 甲の避難用車両が出入りで使用するインターチェンジは、八雲インターチェンジとする。

（使用時の連絡体制）

第4条 甲は、前条に基づく使用を開始する場合は、事前に乙に対しその旨を連絡するものとする。

- 2 甲は、使用を終了した場合は、速やかに乙に対しその旨を連絡するものとする。
- 3 甲乙における連絡先は、甲乙相互に別途通知する。

（使用が出来ない場合の連絡）

第5条 乙は、前条第1項の場合において、やむを得ない事情により使用が出来ないと認めるときは、甲に対し使用を制限することができる。

（安全責任者）

第6条 甲は、地域住民等の誘導及び使用区域の使用時における安全の確保をつかさどる責任者（以下「安全責任者」という。）を定めるものとする。

- 2 安全責任者は、地域住民等を使用区域以外の範囲に立ち入らせてはならない。
- 3 甲は、第1項の安全責任者を定めたときは、遅滞なく必要な事項を乙に通知するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（鍵の貸与）

第7条 乙は、使用区域へ避難するための出入口の鍵を甲へ貸与するものとする。

(使用料)

第8条 使用区域の使用料は、無償とする。

(避難訓練及び維持作業)

第9条 甲は、甲が実施する避難訓練及び維持作業において使用区域を使用する場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(維持作業)

第10条 立入防止柵扉部及び点検階段の維持管理は乙が行うものとするが、冬期甲が避難する際の点検階段部の除雪は、甲が行うものとする。

(地域住民等への周知)

第11条 甲は、本協定に定める使用区域、使用期間及び安全責任者について、地域住民等へ広く周知するものとする。

(避難で使用する車両)

第12条 甲は、点検階段を使用して住民を避難させる際に使用する車両については、甲が自ら確保するものとし、当該車両により高速道路を通行する場合において、乙または乙の係員から指示があったときは、この指示に従うものとする。

(原状復旧)

第13条 本協定による使用区域の使用に起因して、乙の施設等が損傷した場合は、甲の負担により原状復旧することを原則とし、その復旧方法については、甲乙協議するものとする。

(使用区域の改造等)

第14条 甲は、使用区域の改造又は新たな施設を設置しようとする場合は、あらかじめ乙に協議のうえ、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

(損害賠償)

第15条 甲は、本協定による使用区域の使用に起因して、乙に損害を与え又は地域住民等若しくは第三者と紛争を生じた場合は、速やかに乙に届け出るものとし、甲の責任において損害を賠償し又は紛争を解決するものとする。

2 本協定による使用区域の使用に伴い発生した地域住民等又は第三者の損害及び事故等については、乙は一切の責任を負わないものとする。

(協定の有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲又は乙いいずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとする場合は、30日前までに相手方に対し解除の申し入れをするものとする。

(その他)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 29 年 月 日

甲 八雲町

八雲町長 岩村 克詔

乙 東日本高速道路株式会社
北海道支社 室蘭管理事務所
所長 稲垣 隆一

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

北渡島・檜山北部4町災害時相互応援協定を締結した長万部町、今金町、せたな町及び八雲町（以下「甲」という。）と株式会社サッポロドラッグストアー（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、住民生活の早期安定を図ることを目的に、甲と乙が相互に協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲のいずれかの町が災害対策本部又は国民保護対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲のいずれかの町が、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、その町は、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表第1に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資のうち、乙が供給可能な物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した物資供給に関する要請書（様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を、災害時協力業務実施報告書（様式第3号）をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 乙の供給する物資等の引渡し場所は、原則として乙の店舗とし、甲の派遣した者の確認を受けて引渡しを行うものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び経費は、要請した町が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における販売価格等を基準とし、要請した町と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 要請した町は、前条に基づき経費の支払請求があったときは、その内容を確認し、各々の町の規定に基づき、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 月 日

甲 長万部町
長万部町長 木幡正志

今金町
今金町長 外崎秀人

せたな町
せたな町長 高橋貞光

八雲町
八雲町長 岩村克詔

乙 株式会社サッポロ ドラッグストア
代表取締役社長 富山浩樹

協定 30

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○○（以下「乙」という。）とは、八雲町地域防災計画に基づき、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八雲町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合（以下、災害時と言う。）における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及び、その介護者1名とする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地 北海道二海郡八雲町 番地

施設名

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として開設する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第5条 前条の要請は、福祉避難所の開設を福祉避難所開設要請書（様式第1号）及び福祉避難所利用対象者名簿（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第7条 対象者の福祉避難所への移送は、対象者の家族または支援者、甲、及び乙が協力して行うこととする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、対象者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの機関とする。ただし、

特段の事情があるときはこの限りではない。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第 10 条 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第 11 条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 14 条 この協定の有効期限は、平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地
八雲町長 岩 村 克 詔

乙 北海道二海郡八雲町 番地
社会福祉法人○○○
理事長

年 月 日

様

八雲町長 国

福祉避難所開設要請書

貴施設について、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書に基づき、
災害時における福祉避難所として下記のとおり開設することを要請します。

記

1 施設の名称

2 開設期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 利用対象者 高齢者 名、障害者 名、その他 名

福祉避難所利用対象者名簿のとおり

4 連絡先 課 係

TEL

FAX

様式第2号（第5条関係）

福祉避難所利用対象者名簿

No	利用対象者					身元引受人			
	氏名	住所	生年月日	心身の状況	区分	氏名	住所	対象者との続柄	連絡先
1					高・障・他				
2					高・障・他				
3					高・障・他				
4					高・障・他				
5					高・障・他				
6					高・障・他				
7					高・障・他				
8					高・障・他				
9					高・障・他				
10					高・障・他				

協定 31

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と合同容器株式会社（以下「乙」という。）は、災害発時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- ・暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- ・段ボール製シート
- ・段ボール製間仕切り
- ・その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもつてこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した暖段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り暖段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定書の有効期間は締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に 1 年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和元年 12 月 13 日

(甲) 八雲町長 岩 村 克 詔 印

(乙) 北海道恵庭市北柏木町 3 丁目 39 番
合同容器株式会社
代表取締役社長 日 野 威 印

年 月 日

合同容器株式会社
代表取締役社長

様

八雲町長

印

救援物資供給要請書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(八雲町連絡担当者)

所 属	総務課
職名・氏名	
電話番号	0137-62-2111

年 月 日

八雲町長

様

合同容器株式会社
代表取締役社長

救援物資供給完了報告書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（合同容器株式会社 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

災害に係る情報発信等に関する協定

八雲町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、八雲町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、八雲町が八雲町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ八雲町の行政機能の低下を軽減させるため、八雲町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1 本協定における取組みの内容は次のものから、八雲町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、八雲町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、八雲町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 八雲町が、八雲町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 八雲町が、八雲町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 八雲町が、災害発生時の八雲町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 八雲町が、八雲町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 八雲町が、八雲町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 八雲町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、八雲町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく八雲町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、八雲町から提供を受ける情報について、八雲町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、八雲町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、八雲町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、八雲町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年 2月 日

八雲町：北海道二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長 岩 村 克 詔

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

協定 33

大規模災害時における相互協力に関する基本協定

八雲町（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力をを行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

- ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

- ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- イ 住民から提供された停電情報
- ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力をを行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練、意見交換等を原則として年1回以上実施するものとする。なお、訓練内容等については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（他の協定等との関係）

第7条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第9条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　八雲町長　　岩　村　　克　詔

乙　　北海道電力株式会社　　鹿　内　　公　明
執行役員総務部長

丙　　北海道電力ネットワーク株式会社　　金　谷　　俊　昭
執行役員函館支店長

協定 34

災害時における支援協力に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、原則として、災害対策本部を設置した場合に協定に定める協力事項を発効する。ただし、甲が緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員又は甲の指定する者を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。但し、乙において運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに着荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときにおける費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。但し、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とし、甲と乙が協議のうえ決定する。

（難場所の提供）

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、以下の通りとする。

(1) 甲：八雲町役場総務課長

(2) 乙：イオン北海道株式会社 管理本部総務部危機管理部長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 二海郡八雲町住初町138番地

八雲町

八雲町長 岩村 克詔 (印)

乙： 札幌市白石区本通21丁目南1番10号

イオン北海道株式会社

代表取締役 青柳 英樹 (印)

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類（食パン、菓子パン）、弁当、缶詰（イージーオープン）、レトルト食品、カップ麺、インスタント食品、飲料水、緑茶、ウーロン茶、牛乳、ジュース類、粉ミルク</p>	<p>食料品</p> <p>精米、漬物、梅干、調味料、菓子類、果物</p>
<p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ（大人用、幼児用）、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、粘着テープ、ライター、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、洗剤、傘、雨具、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）、感染対策用品（消毒液、マスク、体温計、ペーパータオル、使い捨て手袋）簡易トイレ</p>	<p>生活必需品</p> <p>肌着、履物、スリッパ、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、防水シート、ペット用品</p>

※品目は上記のほか、甲乙協議の上必要なものをその都度指定できるものとする。

出荷要請書

イオン北海道株式会社
代表取締役 様

八雲町長 

災害時における物資調達に関する協定書第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品名	規格	数量	引渡場所	引渡日時

年 月 日

着 荷 確 認 書

イオン北海道株式会社
代表取締役 様

八 雲 町 長
印

年 月 日付けの出荷要請書により、次の物資が着荷したことを確認しました。

品名	規格	数量	備考

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第（1）号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- （1） 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2） 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1） 「住宅地図」とは、八雲町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2） 「広域図」とは、八雲町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3） 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4） 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5） 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - （1） 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - （2） 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から

当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内の複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用できるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年3月17日

甲) 北海道二海郡八雲町住初町138
八雲町
八雲町長

乙) 北海道札幌市中央区大通西12丁目4番地
株式会社ゼンリン
北海道支社
支社長

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の府内LANに接続された端末機器及び府内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するwwwサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
 - (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
 - (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
 - (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
 - (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
 - (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
 - (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - 二) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

災害時における支援協力に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と日本フードパッカー株式会社道南工場（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に關し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、原則として、災害対策本部を設置した場合に協定に定める協力事項を発効する。ただし、甲が緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員又は甲の指定するものを派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。但し、乙において運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに着荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格および物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。但し、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とし、甲と乙が協議のうえ決定する。

（避難場所の提供）

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、以下の通りとする。

(1) 甲：八雲町 総務課長

(2) 乙：日本フードパッカー株式会社 道南工場 総務部長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(協議)

第 12 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するために本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲： 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地

八雲町

町長

岩村 克詔

乙： 北海道二海郡八雲町立岩 356 番地

日本フードパッカー株式会社 道南工場

代表取締役社長 吉原 洋明

別表

■災害時の主な必要物資一覧表

・食料

食肉 (豚・牛)、社内食堂食材等

・保有備品

トイレットペーパー、ゴミ袋、マスク、体温計、絆創膏、アルコール (消毒)、粘着テープ、ニトリル手袋、軍手、段ボール、作業着、ヘルメット等

・場所

冷蔵庫、冷凍保管庫、更衣室、食堂、トイレ、休憩室等

※品目は上記の他、甲乙協議の上必要なものをその都度指定できるものとする。

出 荷 要 請 書

日本フードパッカー株式会社道南工場
工場長様

八雲町長 印

災害時における物資調達に関する協定書第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

着 荷 確 認 書

日本フードパッカー株式会社道南工場
工場長様

八雲町長 印

年 月 日付の出荷要請書により、次の物資が着荷したことを確認しました。

八雲町地域防災計画

(資料編)

令和 6年 3月

八雲町防災会議
